

第四ラテラノ公会議（1215年）決議文翻訳

監修：藤崎 衛

訳：内川 勇太、纒田 宗紀、窪 信一、紺谷 由紀
佐野 大起、柴田 隆功、関沼 耕平、高橋 優
藤崎 衛、森本 光

1. 第四ラテラノ公会議について

2015年は第四ラテラノ公会議¹が開催された1215年からちょうど800年目にあたる。これを記念して11月にはローマで研究集会が開催されることにもなっており、その報告書を含め、欧米では今後さまざまな成果が公刊されるものと予想される²。しかしながら、日本では同公会議を正面から扱った論考は今野國雄によるものがあるだけで、これまで十分に議論がなされてきたとは言いがたい³。ところで、出席人数など会議の規模の大きさからも、またほとんどの決議文が——第42条と本来の条文ではない第71条を除いて『第四集成』に採り入れられた後、さらに第49条を除いて『グレゴリウス九世教皇令集』に採り入れられたことで——『教会法大全』（*Corpus Iuris Canonici*）に採録されたことから、この公会議が西欧の教会史において大きな意義を有することはいたって明白である。したがって、800周年という節目の年に、同公会議決議文の日本語訳を提示し、さらなる議論の素材に供することは、日本における西洋中世研究および教会史研究にとって大いに有益であろうと考える。ここでは紙幅の都合上、個々の決議文について解説することは断念せざるをえないが、代わりに簡潔に公会議の経緯を追うことで決議の持つ意義を浮かび上がらせたい。その後、決議文の翻訳を掲げることとする⁴。

公会議を開催したのは教皇インノケンティウス三世（在位1198～1216年）である。この教皇は就任後間もない1199年11月、ビザンツ皇帝アレクシオス三世アングロスとコンスタンティノーブル総主教から教義の相違について議論するための会議開催を提案され、教会改革に役立つような公会議の考えに好意的な返答をしている⁵。しかし、1215

¹ この会議はラテン語では *Concilium quartum Lateranense* やそれに類する呼び方で称される。日本語では「第四回」と「回」を付けることもあり、また「ラテラノ」ではなく「ラテラン」と呼ぶこともある。確かに「ラテラン」という英語的表現は「ヴァティカン公会議」という呼称と対応する点において通りが良いとも考えられる。しかし、日本語における他の多くの公会議や教会会議の呼び方をふまえれば、現代イタリア語で地名として通用している「ラテラノ」という表記を用いない理由はなく、ここでは「ラテラノ」という表記を用いる。

² 次のウェブサイトを参照。<http://lateraniv.com/>

³ 今野國雄「第四ラテラノ公会議について」『ヨーロッパ——経済・社会・文化——増田四郎先生古稀記念論集』（創文社、1979年）239-267頁。これについては淵倫彦による『法制史研究』30号（1980年）411-417頁に掲載の書評も参照のこと。

⁴ 第四ラテラノ公会議に関する基本的な研究として次を挙げる。Raymonde Foreville, *Latran I, II, III et Latran IV*, Paris 1965 (*Histoire des conciles œcuméniques*, 6).

⁵ *Regesta pontificum romanorum inde ab a. post Christum natum MCXCVIII ad a. MCCCIV*, ed. August Potthast, Berlin 1874-1875, nos. 862-863.

年の公会議開催の背景に横たわっていたのは、東西教会の問題を解決しようという意欲だけではなかった。1213年4月19日付の主要な聖職者や世俗君主宛の招集勅書「万軍の主のぶどう畑を」(*Vineam Domini Sabaoth*)に示されるように、聖地回復(*recuperatio Terrae Sanctae*)すなわち聖地十字軍と教会改革(*reformatio universalis Ecclesiae*)を促すことが会議開催の主たる動機として示された⁶。

招集にあたり教皇は、司教たちに対してはすべての参事会が公会議に代表者を送るよう命じさせ、シトー会やプレモントレ会といった集権化された修道会の長、聖ヨハネ騎士団やテンプル騎士団といった騎士修道会の長、いくつもの国家の君主、イタリアの主要都市の当局にも代表者の派遣を促した。そして教皇の呼びかけに応じて数多くの人間がローマに押し寄せた。まさしく13世紀の教会法学者たちが呼びならわした、「全体的な会議」(*generale concilium*)というにふさわしい公会議が実現したのである。

公式の出席者一覧では402名の枢機卿、総大司教、大司教、司教が数え上げられている⁷。代表を送った大司教管区の数はローマを除いて80にのぼるが、1179年の第三ラテラノ公会議ではその数が62であったのと比較すると、数の増加が注目される。これらに次ぐ聖職者として、大小の修道院長や司教座聖堂参事会長らもおり、その数は800名を超えた。世俗の勢力としてはラテン帝国やシチリア・フランス・ハンガリー・エルサレム・キプロス・アラゴン各王国の君主の他、南フランスの諸侯やイタリア諸都市が代理人を派遣した⁸。

会議は1215年11月11日に始まり、11月30日に閉会した。開会にあたり、教皇が説教を行なっているが、その中で教皇が掲げた課題は、カトリック信仰の護持、聖地の解放、教会の自由であった⁹。12日にはラテン帝国体制でのコンスタンティノーブル総大司教の後任問題が、さらにその翌日にはトレド大司教の首座大司教としての権利の問題が討議されるなど、教会政治上の案件が取り上げられたが、世俗の権力問題についての議論も顕著になり、アルビジョワ十字軍におけるトゥールーズ伯レモン六世と南フランスを制圧したレスター伯シモン・ド・モンフォールの対立をめぐる審議は数度にわたって行われた。二回目の総会(11月20日)では、神聖ローマ皇帝のオットー四世とフリードリヒ二世の帝位をめぐる対立が大きな争点となった。この案件は、最後となる三回目の総会(11月30日)において最終的にフリードリヒが公に皇帝として認められることで一つの結論に達した。また、会議直後の12月には、教皇はイングランドに関し、自らに臣従したジョン王を支持し、王に反抗していたバロン(直臣)たちを破門している。このように、開催前の教皇の意図と比べると、信仰に関わる問題よりも政治的な話題が目立つ会議の運営となったと言わざるをえない¹⁰。

⁶ *Patrologiae cursus completus. Series latina*, ed. Jacques-Paul Migne, Paris 1844-1865, vol. 216, coll. 823-827; *Regesta pontificum ...*, cit., no. 4706. フランス語訳として Foreville, *op. cit.*, pp. 327-329.

⁷ Foreville, *op. cit.*, pp. 391-395. そこでの註記もふまえたうえで、次も参照。Jakob Werner, "Nachlese aus Zürcher Handschriften. I", *Neues Archiv der Gesellschaft für ältere deutsche Geschichtskunde* 31 (1906), pp. 575-593.

⁸ Foreville, *op. cit.*, pp. 251-252.

⁹ *Patrologiae cursus ...*, cit., vol. 217, coll. 673-680; Foreville, *op. cit.*, pp. 333-338.

¹⁰ 全三回の総会については Foreville, *op. cit.*, pp. 261-272 を参照。バロンの破門は *Regesta pontificum ...*, cit., no. 5013 を参照。

それでも、最後に決議文が承認されたことはこの公会議の大きな成果であった。決議文は写本の伝統にもとづくなら全 70 条からなるが、同時代の主要な教会法学者たちは 71 番目として十字軍に関する付属教令に註釈を施しており、今回の翻訳でもこれを条文に準じるものとみなして第 71 条として訳出した。決議文の全体は、内容的なまとまりとして以下のように分けることができるだろう。第 1 条は信仰告白をなし、第 2 条と第 3 条は異端について、第 4 条と第 5 条はギリシア人の儀式や教会の序列についての条文である。さらに、第 6 条から第 13 条は教会の規律についての、第 14 条から第 22 条は聖職者の綱紀粛正についての、第 23 条から第 32 条は高位聖職者の選挙と聖職禄の管理についての、第 33 条と第 34 条は税の取立てについての、第 35 条から第 49 条は教会法上の訴訟手続についての、第 50 条から第 52 条は婚姻についての、第 53 条から第 61 条は十分の一税の義務についての、第 62 条は聖遺物についての、第 63 条から第 66 条はシモニアについての、第 67 条から第 70 条はユダヤ人等の異教徒についての条文である。そして決議文は、上述した最後の十字軍に関する付属教令が添えられて流布した。

公会議の閉会から一年も経たないうちにインノケンティウス三世は没してしまったため（1216年7月16日）、同教皇は公会議後に決議内容を徹底させるための措置を十分に講じることはできなかった。とはいえ、決議の内容は、出席者によって写しが持ち帰られたり、あるいは教会法の体系に組み込まれたりすることにより、やがてヨーロッパ各地に徐々に浸透していった¹¹。規範的史料は必ずしも現実の社会を映し出すものではないとはいえ、そこから教皇や公会議参加者たちの思考を読み取ることは可能である。また各地に伝播したこの公会議決議が当時の人々を実際に動かす力を秘めていたと考えるなら、この公会議の決議のテキストを手掛かりとして中世ヨーロッパ社会の諸相を再検討することは不可能ではあるまい。

2. 今回の翻訳について

翻訳の典拠とした底本は、スペインの教会法学者 A. ガルシア・イ・ガルシアが 1981 年に公刊した校訂版である¹²。これは 64 点の写本にもとづいて校訂したものであり、各種写本における各条文の表題の紹介とヨハネス・テウトニクスやヴィンケンティウス・ヒスパヌスら同時代の数名の教会法学者たちによる決議文への註釈の校訂も添えら

¹¹ イングランドについては Marion Gibbs, Jane Lang, *Bishops and Reform 1215-1272, with Special Reference to the Lateran Council of 1215*, London 1934 を、ドイツについては Paul B. Pixton, *The German Episcopacy and the Implementation of the Decrees of the Fourth Lateran Council, 1216-1245: Watchmen on the Tower*, Leiden 1995 (Studies in the History of Christian Thought, 64) を、フランスについては Étienne Diebold, “L’application en France du canon 51 du IV^e concile du Latran d’après les anciens statuts synodaux”, *L’Année canonique* 2 (1953), pp. 187-195; Joseph Avril, “L’introduction des décisions du IV^e concile du Latran dans les statuts synodaux après 1215”, in *Vaticana et Medievalia. Études en l’honneur de Louis Duval-Arnould*, ed. Jean-Marie Martin et al., Firenze 2008 (Millennio Medievale, 71; Strumenti e Studi, 16), pp. 3-14 を参照。イベリア半島のカスティーリャ王国では、アルフォンソ十世の『七部法典』は『グレゴリウス九世教皇令集』を通じて第四ラテラノ公会議の趣旨を採り入れたと考えられる。参照, José Giménez y Martínez de Carvajal, “San Raimundo de Peñafort y las Partidas de Alfonso X el Sabio”, *Anthologica Annua* 3 (1955), pp. 201-338.

¹² Antonio García y García, *Constitutiones Concilii quarti Lateranensis una cum Commentariis glossatorum*, Città del Vaticano 1981 (Monumenta Iuris Canonici, ser. A, 2).

れている。同テキストは現在、「コルプス・クリスティアノールム」叢書の公会議テキスト集成に収められたガルシア・イ・ガルシアと A. メッローニによる 2013 年公刊の校訂版に引き継がれている¹³。しかし、2013 年版では 1981 年版にあった校訂資料（アパルトゥス）欄が省略されており、しかもテキストには誤植と思われる箇所が散見されるため、ここでは 1981 年版の方が有用であると判断し、これを採用した。

なお、ガルシア・イ・ガルシアの校訂版に先行して G. アルベリゴ監修による普遍公会議決議集の校訂版（初版 1962 年、第 3 版 1973 年）があり、そこには第四ラテラノ公会議の決議文も含まれている¹⁴。このアルベリゴ版テキストは、やがて対訳という形で英語・イタリア語・フランス語・ドイツ語に翻訳された¹⁵。アルベリゴ版はながらく第四ラテラノ公会議決議文のテキストとして参照されているが、その理由は、この版が他の公会議の決議文を含む包括性と現代語訳を伴う有用性にあるのではないかと考えられる。今後は、現代語は付されていないとはいえ、他の会議決議文を包括的に含むガルシア・イ・ガルシアの 2013 年版への参照頻度が増えるだろうと推測される。しかし、少なくとも第四ラテラノ公会議に関しては、上述のとおりその扱いには注意を払わなければならない、今回底本とする 1981 年版への参照が推奨される。

翻訳は監修者を含む 10 名が適宜分担し、監修者が点検を行った。翻訳作業において不明な点は可能な範囲内で分担者間で意見を出し合い解決を図ったが、不十分な理解にもとづく誤訳があるかもしれない。今回の翻訳を契機としてさらに改良された訳文と第四ラテラノ公会議をめぐる活発な議論が出現することを願う¹⁶。

3. 凡例

1. 各条文の表題は伝来する写本にそれぞれ異同を伴いつつ付されてきたが、底本では掲げられていない。ここでは基本的にアルベリゴ版に付された表題に依拠しつつも、ガルシア・イ・ガルシアの 1981 年の刊本で別途整理紹介されている各種写本の表題を検討したうえで、ふさわしい表題を採用し、訳出した。
2. 聖書に典拠がある箇所では、底本の註記を参照したうえで条文中の（ ）内に記した。その際、誤記と思われる箇所は訂正するとともに、アルベリゴ版の註記にある有用と思われる典拠も採用した。書名や章節番号は日本聖書協会発行の『新

¹³ Antonio García y García, Alberto Melloni, “Concilium Lateranense IV. 1215”, in *The General Councils of Latin Christendom. From Constantinople IV to Pavia-Siena (869-1424)*, ed. A. García y García et al. (Corpus Christianorum. Conciliorum oecumenicorum generaliumque decreta, 2/1), Turnhout 2013, pp. 151-204.

¹⁴ *Conciliorum Oecumenicorum Decreta*, ed. Giuseppe Alberigo et al., Bologna 1973, pp. 230-271.

¹⁵ 英訳は *Decrees of the Ecumenical Councils*, ed. Norman P. Tanner, London/Washington, DC 1990 に、イタリア語訳は *Conciliorum Oecumenicorum Decreta*, ed. G. Alberigo et al., Bologna 1973 に、フランス語訳は *Les Conciles œcuméniques: Les Décrets*, vol. 2/1, *De Nicée I à Latran V*, ed. A. Duval et al., Paris 1994 に、ドイツ語訳は *Dekrete der ökumenischen Konzilien*, ed. G. Alberigo et al., vol. 2, *Konzilien des Mittelalters. Vom ersten Laterankonzil (1123) bis zum fünften Laterankonzil (1512-1517)*, ed. Gabriel Sunnus/Johannes Uphus von Josef Wohlmuth, 3rd ed., Paderborn 2000 にそれぞれ所収。なお、第四ラテラノ公会議決議文のフランス語訳としては、Foreville, *op. cit.*, pp. 342-386 もある。

¹⁶ 翻訳脱稿後には『クリオ』本号編集部の小野寺瑤子氏および特に柏達己氏から翻訳内容についていくつもの貴重な指摘を受け、それらを反映することができた。記して謝意を表する。

共同訳聖書』にもとづくが、書名は適宜省略した。ウルガータ聖書と『新共同訳聖書』とで書名や章節番号に相違がある場合は、『新共同訳聖書』を優先させた。たとえば第19条には詩篇の典拠を示したが、ウルガータ聖書の詩篇68:10ではなく『新共同訳聖書』の詩篇69:10とした。また、ウルガータ聖書にしか記されていない句は、それと分かるように示した。

3. この公会議がローマ教皇の主催するものであり、ラテン・カトリック世界で開かれたものであることから、日本語への翻訳にあたっては東方教会の用語ではなくカトリック教会の用語を優先した。たとえば、「主教」ではなく「司教」、「総主教」ではなく「総大司教」とする。
4. 文意を明確にするために訳文を補う必要があるときは〔 〕内に入れた。
5. 文意を明確にするために訳語の言い換えが必要なときは〔= 〕内に入れた。
6. 翻訳の担当者は各条文末に（ ）内に記した。
7. 第55条は二系統の写本群の間で相違が大きいので、底本が二種類のテキストを併記しているのにならぬ、ここでは55aと55bとして訳出した。

（以上、藤崎衛）

4. 第四ラテラノ公会議決議文翻訳

1 普遍的〔=カトリック〕信仰について

我々は、真の神はただ一者であり、永遠にして計り知れず、全能で、不変で、理解できずまた言い表すことができず、父と子と聖霊、確かに三つの位格であるが全く単に一つの本質、実体または本性であると堅く信じ、率直に告白する。父は何者からのものでもなく、しかし子は父のみから、聖霊は等しく両者からのものであり、始まりなく、終わりなく、とこしえにある。父は生み、子は生まれ、聖霊は発出する。実体を同じくし、同じように等しく、同じように全能であり、同じように永遠であり、すべてのものの一なる原理である。見えざるものと見えるもの、霊的なものと肉体的なものすべての創り主である。その全能の力によって、時の始まりとともに、霊的および肉体的な、すなわち天使的および現世的な被造物のいずれをも無から創造し、そしてしかる後に魂と肉体からともに成るものとして人間を創造した。悪魔およびその他の悪霊は神によって確かに本性上は善きものに創られたが、これらは自ら悪しきものとなった。ところが人間は悪魔の唆しにより罪を犯した。共通の本質によれば不可分であり、位格の特有性によれば分かれた、この聖なる三位一体は、モーセや聖なる預言者やその他彼らのしもべたちを通して、最も秩序立てられた時の配列に応じて、救いの教義を人類に授けた。そして三位一体の全体から共通の働きにより受肉し、とこしえに処女であるマリアの胎に聖霊の働きによって宿り、理性的な魂と人間的な肉から成る真の人となった、二つの本性を備えた一つの位格である神の独り子イエス・キリストは、ついに命の道をより明確に示した。神性に従えば死すことや苦しむことがないにもかかわらず、同じその者〔=イエス・キリスト〕が人性に従って苦しむ者、死す者となった。しかも人類の救いのため十字の木に懸けられて苦しみ、死し、陰府に下り、死者の中から復活し、天に昇った。しかし彼は魂において下り、肉体において復活し、等しく双方において昇天したのであ

る。世の終わりに生者と死者とを裁くために来て、拒まれる者にも選ばれる者にも各々にその行為に応じて報いるであろう。これらすべての者は、それが善きものであれ悪きものであれその実績に応じて、後者については悪魔とともに永遠の罰を、前者についてはキリストとともに恒久の栄光を受け取るために、現在まどっている自らの肉体とともに復活するであろう。まことに信者の普遍的教会は一つであり、その外においては何人も決して救われない。その教会において祭司イエス・キリストは本人自らが供犠であり、その身体と血はパンと葡萄酒の形態のもとに祭壇の秘蹟に真に含まれる。すなわち、神の力によってパンは身体に、葡萄酒は血に実体変化する。それは、一致の秘義を完成させるために、彼自らが我々のものから受け取ったもの〔＝身体〕を、我々自らが彼のものから受け取るためである。そしてイエス・キリスト自身が使徒たちとその後継者たちに与えた教会の鍵に従って適切に叙品された司祭でなければ、何人もこの秘蹟を挙行することはできない。しかし、不可分なる三位一体、すなわち父と子と聖霊への祈りをもって幼児にも大人にも水によって行われる洗礼の秘蹟は、誰によってであれ教会の形式において適切に授けられるならば、救いをもたらす。また誰であれ洗礼を受けた後に再び罪に陥っても、その者は常に真の贖罪を通して回復されうる。さらに童貞と節制者だけでなく、既婚者もまた、正しい信仰と善行を通して神を喜ばせる者たちであり、永遠の幸福に到達するにふさわしい。（藤崎衛）

2 修道院長ヨアキムの誤りについて

それゆえ我々は、修道院長ヨアキムが、三位一体の単一性あるいは本質について師ペトルス・ロンバルドゥスに反論して出版した小著あるいは論考を非難し、排除する。ヨアキムは、ペトルスが『命題集』において「何らかの至高なるもの」は父、子、聖霊であり、そしてそれは生まず、生まれず、発せぬものであるからと言ったことを理由に、彼を異端者かつ狂人と呼ぶ。このことからヨアキムは、ペトルスが三位一体よりもむしろ四位一体を神に帰していたと主張する。四位一体とはすなわち、三つの位格と、あたかも四つめであるがごときそれらに共通の本質である。ヨアキムは、父、子、聖霊が一つの本質であり、一つの実体であり、そして一つの本性であることを認めているとはいえ、父であり、子であり、聖霊であるものは存在せず、本質としても、実体としても、本性としても存在しないと明確に反論する。そうではなく、このような単一性は、真実のものでも固有のものでもなく、多くの人々が一人の人であると言われ、多くの信徒が一つの教会であると言われるように、集合体であり類似のものであるとヨアキムは示している。それは以下の言葉に従っている。「信じる者たちの群れは一つの心であり、一つの魂であった」（使徒4:32）。そして「神に結びつく者は、一つの霊である」（Iコリント6:17）。同じく、「植える者と水を注ぐ者は一つであり」（Iコリント3:8）、そして「我々はみなキリストにおいて一つの体である」（ローマ12:5；参照、Iコリント12:12）。そのうえ列王記には、「私の民とあなたの民は一つである」（列王上22:4；参照、ルツ1:16）とある。さらに彼のこの見解を補強するために、彼は特にキリストが福音書において信徒たちについて述べた以下の言葉を採用する。「父よ、信徒たちが完全に一つになるために、我々も一つであるのと同様に、彼らが我々において一つであるよう、私は望みます」

（参照、ヨハネ 17:22-23）。彼は言う、確かに、キリストの信徒たちは一つのもの、すなわちすべての者にとって共通な何らかの一つのものではなく、彼らは一つのもの、すなわち普遍的〔＝カトリック〕信仰の単一性ゆえの一つの教会であり、使徒ヨハネの聖書正典の手紙で言われているように、結局は不変の愛の統一ゆえの一つの王国であるだけなのである。「天において証する三者は、父、言葉、聖霊であるから、これらは一つである」（ウルガータ聖書、I ヨハネ 5:7）。彼〔＝ヨハネ〕は、ある写本に見られるように、すぐに付言する。「そして地上において証する三者は、霊、水、血であり、これら三者は一つである」（I ヨハネ 5:8）。しかしながら我々は、聖なる普遍的〔公〕会議が承認したため、ペトルスとともに以下のことを信じ、告白する。「何らかの至高なるもの」は一つであり、それは確かに理解できず、言い表すことができないが、偽りなく父と子と聖霊であり、三つの位格であると同時に、個別にそれら〔＝位格〕のいずれかでもある。そしてそれゆえ、神においては三位一体だけが有り、四位一体はない。というのも、三つの位格のうちそれぞれがその〔至高なる〕もの、すなわち神の実体、本質、あるいは本性であり、それらのみが万物の原理であり、それら以外に他の原理が見出されえないからである。そしてその〔至高なる〕ものは、生まず、生まれず、発出しませんが、父は生み、子は生まれ、聖霊は発出するため、位格においては区別され、本性においては単一である。それゆえ、たとえ父がある者で、子が別の者で、聖霊はまた別の者であったとしても、それぞれ異なるものではなく、父であり、子であり、聖霊であるということであって、全く同一であるため、正統で普遍的〔＝カトリック〕な信仰に従って、これらは同質であると信じられなければならない。実際に、父は永遠の昔から子を生み、自身が「父が私に与えたものは、すべてのものより偉大である」（ヨハネ 10:29）と証言したことに従って、子にその実体を与えたのである。また、父の実体は不可分であり、全く単純なものであるから、彼の実体の一部を子に与え、一部を自身に保持したなどとは言われえない。さらに、父が自身の実体を子に与えたためにそれを自身に保持しなかったかのように、父が生み出す際に彼の実体を子に転移させたとも言われえない。そうでなければ、父は実体であることを放棄したはずである。それゆえ、いかなる減少もなく、子が生まれる際に父の実体を受け取ったことは明らかであり、そしてこのように、父と子は同じ実体を持っており、父、子、そして双方から発出する聖霊も同じものである。それゆえ、真理〔＝キリスト〕が、彼の信徒たちのために、父に「私は、我々も一つであるように、彼らが我々において一つであるよう望む」（参照、ヨハネ 17:22-23）と言って祈るとき、この「一つ」という言葉は、信徒たちについては恩寵における愛の一致が理解されるものとして、他方で神の位格については本性における同一性の単一性が喚起されるものとして受け取られる。それは、真理が別のところで「天の父も完全であるように、あなた方は完全でありなさい」（マタイ 5:48）と言うのと同様であり、より明確には、本性の完全さにおいて「あなた方の天の父が完全であるように」、恩寵の完全さにおいて「あなた方は完全でありなさい」と、すなわちそれぞれの仕方で〔完全でありなさい〕と言うかのごとくである。というのも、創造主と被造物の間には、それほど類似が見出されえず、むしろそれらの間にはより大きな相違が見出されるべきだからである。それゆえ、何人も前述のヨアキムの見解あるいは教義をこの部分において擁護あるいは

肯定しようとするならば、異端者と同様にすべての者から反駁されるべきである。しかし我々は、これによってヨアキム自身が創設者となったフロレンセ修道院に対して何事も制限されるよう望んではない。というのも、その方針は会則に適っており、戒律は健全であり、何よりヨアキム自身が、使徒座の裁判によって承認あるいはまた修正されるように、彼の全著作が我々のもとに送り届けられるよう命じたからである。彼は、自身の手で署名を記した書簡を書き、その中で自身が、主が定めたようにすべての信者の母であり指導者であるローマ教会が維持するところの信仰を維持する者であることを堅く告白している。我々は、不敬虔なアマリクスのこの上なく道理に反する教義も排除し、非難する。虚言の父は、彼の学識が罰せられるべき異端的なものというよりも正気ならざるものとなるほどに、彼の精神を曇らせた。（纒田宗紀）

3 異端者について

それゆえ我々は、上で説いた聖なる、正統なる、普遍〔＝カトリック〕なる信仰の教義に対して沸き起こるすべての異端を破門し、アナテマのもとに置く。我々は、すべての異端者を、彼らがいかなる名前で知られていようとも断罪する。彼らは虚栄心から一緒に集まるので、確かに異なる顔を持ちつつも尾は互いに繋がっている（参照、士師 15:4）。しかし、断罪された者たちは、現在の世俗権力かその代官に引き渡され、適切な懲罰によって罰せられる。まず聖職者はその品級を剥奪される。このように断罪された者たちの財産は、その者が俗人であれば没収される。一方、その者が聖職者であれば、その者が禄を収取した教会へと充てられる。しかし、ただ疑いによってのみ〔異端であると〕悪評されたと判明したならば、疑義の検討とその人格とに基づいて自身の無辜を適切な雪冤によって証明しない限りは、アナテマの剣によって処断され、適切な償いに至るまで、あらゆるものから忌避されるべきである。それゆえ、もし破門の中に一年を経過してあり続けたならば、その時点から異端者として断罪されるべきである。しかし、世俗権力は、いかなる職務を遂行していようとも、以下のことを忠告され、勧告され、必要であれば教会罰によって強制される。すなわち、忠実であると評判を持たれ、そのように思われたいと望むように、信仰の防衛のために、彼らの裁治権に帰属する土地から、教会によって指定されたすべての異端者を、良き信仰のもとで全力をもって一掃することに努めると、公に宣誓を行うべきである。これから誰かが永続的であれ一時的であれ権力の座に登ったときはいつでも、この条項を宣誓によって確認するように求められる。しかし、もし世俗の領主が教会によって要望、勧告されたにもかかわらず、このような異端の穢れから自身の所領を浄化することを無視するならば、首都大司教や同管区の他の司教らによって破門の鎖に繋がれるべきである。また、一年以内に償うことを拒んだ場合、これは至上なる司教〔＝ローマ教皇〕へと報告される。その時点から〔教皇〕自らが、その者の臣下がその者への忠誠を解かれると宣言し、またその所領がカトリック信徒によって占取されるようにし、異端者が排除された後、いかなる異議もなく彼らとその土地を占有し、信仰の純粋性において保持するようにする。ただし、上級領主の権利は、その者がこの件に関していかなる障害ももたらさず、いかなる妨害もしない場合においては、侵害されないようにすべきである。それにもかかわらず、同法は、上級領

主を持たない者たちに関しても遵守される。十字の印を身につけ、異端の根絶に向かおうとするカトリック信徒は、聖地への救援に向かおうとする者たちに与えられる贖宥と特権を享受し、保護されるであろう。さらに、信仰を持ちながら異端者を受け入れ、保護し、支援する者たちが破門に服することを我々は定める。そのような者のうちの誰であれ破門に指定された後、一年以内に償うことを拒んだ場合、その時点から法そのものによって当然に名誉減殺され、公職や顧問職に就くことも、この種のことに他の者を選出することも、証言することも許されないとすることを我々は固く定める。さらにその者には遺言状作成資格があるべきではなく、それゆえその者は自由に遺言状を作成すべきでもなく、遺産相続に参加すべきでもない。加えて、何人も取引に関してその者本人に應對することを強いられないが、その者本人は他の者に應對することを強えられるべきである。万が一その者が裁判官であったなら、その判決は何の効力も持たず、いかなる案件もその者の聴聞を経ることはない。もしその者が弁護士であったなら、その者による弁護は決して認められない。もし公証人であったなら、その者自身が記した証書は全く価値を持たず、断罪された筆記者とともに断罪される。また類似の事案において同じことが遵守されるよう我々は命じる。しかし、もしその者が聖職者であったなら、すべての職務と聖職禄から解かれる。というのも、聖職者の中で罪が大きければ大きいほどより重い罰が執行されるのであるから。また、もし誰かがそのような者たちが教会から指定された後に彼らを忌避することを拒むなら、その者は適切な償いがなされるまで破門の判決により打倒される。もちろん、聖職者はこのような悪疫をもたらす人物に教会の秘蹟を授けるべきではなく、キリスト教徒の埋葬のために彼らをあえて引き渡すべきでもなく、その者らの施しや献納を受け取るべきでもない。さもなければ自身の職務から解かれ、使徒座による特別の恩恵がなければ、そこに復職されることはない。同様に、同じくこれが科される律修聖職者は誰であれ、そのような過ちをあえて犯した司教区内におけるその者たちの特権は守られることはない。実に少なからぬ者たちが、使徒の言うところによれば「敬虔さの装いのもとで、その力を否定しつつ」（Ⅱテモテ 3:5）、自分たちで説教する権限を主張しており、一方で同じ使徒は「遣わされなければ、どのようにして説教しようか」（ローマ 10:15）と述べているのであるから、禁止され、または遣わされていないにもかかわらず、使徒座もしくはその地のカトリックの司教から受け取った権限なくして公的または私的に説教する職務をあえて濫用するすべての者は、破門の鎖に繋がれ、またすみやかに我に返らなければ、他の適切な罰に処されるべきである。さらに我々は以下のことを付け加える。大司教や司教の各々は、本人によって、またはその大助祭もしくは誠実で適切な人物によって、一年に二度あるいは少なくとも一度は、異端者が住むという噂のある自身の小教区を巡行し、またそこで三人かそれ以上の証言能力のある人物かさらに適切であると思われれば、近隣住民全体に以下のように宣誓することを強いるべきである。すなわち、もし誰であれ同地において異端者もしくは、秘密の集会を開く者、もしくは生活や品行において信者の一般的な生き方に反する者を知っていれば、その者たちを司教に知らせるように励むと。一方、司教本人は訴えられた者たちをその面前に召喚すべきであり、もしその者たちが投げかけられた告発から自身について雪冤することができない場合、もしくは雪冤がなされた後にかつての

背信に再び陥った場合には、その者たちは教会法に基づいて罰せられる。しかし、もしその者たちのうちの誰かが忌々しい迷信により宣誓を拒み、万が一宣誓することを望まないならば、このこと自体そのものによって異端者とみなされるべきである。それゆえ我々は以下のことを望み、命令し、従順の美德において厳命する。すなわち、もし教会法による処罰を免れようと欲するならば、司教たちは自身の教区をこれらの効果的な執行のために入念に監督すべきである。もし、司教の誰かが、自身の教区から異端という悪のパン種を取り除くことを軽視し怠るならば、それが確かな告発により明らかとなった場合、その者は司教職を解かれるべきである。また、その地位には、異端という悪を根絶することを望み、それが可能な適切な別の者が代わりに置かれるべきである。（関沼耕平）

4 ラテン人に対するギリシア人の傲慢について

我々の時代において使徒座への服従に復帰するギリシア人を、我々としても彼らの慣習と儀式を神とともに能う限り維持することで、温かく迎え入れ敬意を払いたいのだが、魂の危険を生み教会の名誉を損なうことについては、彼らに譲歩するつもりもなく、そうしてもならない。ギリシア人の教会がいくらかの同盟者や支援者とともに使徒座への服従から離反した後、ギリシア人はラテン人を大いに憎悪し始め、彼らがラテン人への軽蔑から不敬虔にも犯した行いが種々あるうち、とりわけラテン人の司祭が彼らの祭壇で儀式を行った際には、まるでそれによって穢されたかのように、祭壇を洗った後でなければ自分たちでミサを挙行したがるほどである。さらにはラテン人に洗礼された者たちをギリシア人は不遜にも自分たちでもう一度洗礼しようとしてきた。そして我々が伝え聞いたように、今なおそれを行うのに何のためらいのない者もいるのである。それゆえ我々は神の教会からこれほどの躰きを取り除くことを望んでいるので、聖なる〔公〕会議の勧告により、「一つの群れと一人の牧者」（ヨハネ 10:16）となるため、母であり至聖なるローマ教会の従順な息子であるかのように恭順することで、今後このような行いをあえてしてはならないと厳格に命じる。しかしもし誰かが何かこのような行いをあえてしたならば、破門の切っ先によって貫かれ、教会のいかなる職務や聖職禄も剥奪されるべきである。（窪信一）

5 総大司教らの地位について

古来の総大司教座の特権を更新し、聖なる普遍的〔公〕会議の同意を得て、我々は以下のように定める。すなわち、全キリスト教徒の母かつ指導者として、主の配剤により他のすべてに対する序列上の至上権を得ているローマ教会に次ぎ、コンスタンティノープル教会が第一の、アレクサンドリア教会が第二の、アンティオキア教会が第三の、エルサレム教会が第四の順位を得、各々の地位がいずれも維持されるべきこと。そして、それらの総大司教らは、ローマ司教から総大司教職の充溢の証であるパリウムを受け取った後、彼に対して忠誠と服従の宣誓を正当に行い、彼ら自身もまた、その属司教らにパリウムを授け、彼らから、自らのために教会法に則った宣言を、またローマ教会のために服従の誓約を受けるべきこと。さらに彼らは、都市ローマ内と、至上なる〔ローマ〕

司教または使徒の地位の徽章を身に着けた彼の使節が存在する場を除き、どこであれ、自らの前に主の十字架の旗が運ばれるようにすべきこと。さらに、彼らの裁治権に服するすべての管区においては、必要に応じて彼らに対し訴えがなされるべきこと。ただし、あらゆる者から謹んで委ねられるべき、使徒座に持ち込まれる上訴については除くこととする。（佐野大起）

6 管区会議について

かつて聖なる教父たちによって定められたことが知られているように、首都大司教は毎年属司教とともに管区会議を開催することを怠るべきではない。そこでは、違反者に相応の罰を科すことで遵守されるように、教会法上の規則、とりわけこの〔公〕会議で決められたことを読み上げたうえで、過ちの矯正や風紀の刷新、中でも聖職者におけるものについて神への畏敬のもとに熱心な議論が交わされる。また会議がより効果的に遂行されうるように、各司教区に適切な人物、すなわち賢明で高潔な人物を任命すべきである。彼らは丸一年にわたって簡単明瞭なやり方で、いかなる裁治権も持たずに注意深く矯正や改革に値することを調査し、それを次の会議において首都大司教と属司教へと忠実に伝達して、そのことや他のことについて実用性や公正さに適うように賢明な審議によって進められるようにする。そして決議したことについては、それを毎年各々の司教区で開催される教区会議で公布して、遵守されるようにすべきである。この健全な規定の遂行を怠った者は誰でも自身の職務の執行を停止されるべきである。（窪信一）

7 過ちの矯正について

教会の高位聖職者たちは下位者たち、特に聖職者たちの過ちの矯正と道徳の改善に思慮深く、入念に専心すべきであると、我々は不可侵の規定をもって定める。その者たち〔＝下位者たち〕の血が、彼ら〔＝聖職者たち〕の手に求められることのないように（参照、エゼキエル 3:18; 33:8）。他方、我々は、矯正と改善の務めを自由に遂行することができるよう、彼らがこのような場合において遵守すべき規範を逸脱しない限りにおいて、いかなる慣習も自身の措置を妨げることがないと決定する。しかし、参事会を通じて矯正されることが常である司教座教会の参事会員たちの過ちは、従来このような慣習を保持していた教会において、参事会を通じて、司教によってあらかじめ定められた適切な期間内に、司教の忠告と命令に従って矯正されるべきである。さもなければそのときから、司教は神を目の前にして、魂の配慮が求められるところに応じて、教会罰によって参事会員たちを矯正することを後回しにしてはならない。加えて、もし聖職者たちが、特に司教を軽蔑して、明確かつ理に適った理由なしに聖務を怠るとしても、司教は、自身が欲するならば司教座教会において〔聖務を〕執り行うべきである。そして首都大司教はその司教の苦情に応じて、このことに関して我々から委任された者のごとく、真実を知った場合には、罰への恐怖によって今後そのようなことを企てることのないような具合に、教会罰によりかの者たちを懲罰すべきである。それゆえ、教会の高位聖職者たちは、もし教会法上の罰を避けることを欲するならば、この健全な規定を財産の利益、あるいは何らかの負担に変えるのではなく、それ〔＝規定〕が熱心かつ確実に実行されるよう

入念に配慮すべきである。このことに関して使徒座は、模範者たる主にならって、きわめて用心深く不寝番を勤めるであろうから。（紺谷由紀）

8 糾問手続について

高位聖職者が下位者たちの過ちを問い糾して懲罰するために、いかにして、そしていつ手続を取らなければならないのかということは、新約聖書と旧約聖書の權威から明白に演繹されており、後代にはそれらの權威から教会法上の諸々の制裁手続が導かれた。我々はちょうどそのようにかつて公式に決定を下したのであるが、このたびも神聖なる〔公〕会議の承認のもとで確認する。というのも福音書の中に、自分の主人の財を浪費したかどで、主人の面前で咎められた管理人が、主人から「お前について私はこのようなことを聞いているが、何ということをしてくれたのだ。お前の管理に関する会計簿を提出せよ、お前が管理できることはもはやないのだから」（ルカ 16:2）と聞いたということが読み取れるからである。創世記の中でも主は「私は下って行って、〔彼らの〕行跡が私のもとに届いた叫びと合致することになるのかどうか、観ることにしよう」（創世 18:21）と言っている。こうした權威によって、以下のことが明白に確かなものとされている。すなわち、下位者のみならず、高位聖職者が過ちを犯した場合にも、もし叫びによってほのめかされ、悪評によって明らかにされることが、害意ある者たちや中傷者たちからではなく、賢慮ある者たちや公明正大なる者たちから、加えてたった一度きりではなく何度も、叫びと風評を通じて上級の者の耳に届くのならば、その〔上級の〕者は教会のお歴々の面前でいっそう注意深く真実を精査しなければならない。だから、もし事件の性質が要求するならば、教会法上の厳罰が違反者の罪過を打つべきであるが、〔その上級の者は〕原告や裁判官のようにではなく、あたかも風評が告訴または叫びが密告であるかのように自らの職責を果たすべきである。また、このことは下位者たちにおいて遵守されなければならないが、それでも、「あたかも矢の的であるかのように」（哀歌 3:12）置かれた高位聖職者たちにおいてもいっそう注意深く遵守されなければならない。そして、彼ら〔＝高位聖職者たち〕は〔罪を〕咎めるのみならず叱責するよう、さらにはときには〔聖務を〕停止するよう、またあるときには〔破門の鎖によって〕縛り上げるよう、職務上義務づけられているため、彼らは万人にとって好ましく思われることはできないので、頻繁に多くの者たちの嫌悪を被り、陰謀に苦しんでいる。したがって聖なる父たちは、柱が揺り動かされて建物が倒壊しないよう（参照、士師 16:30）、誤った告訴への扉のみならず、害意ある告訴への扉もそれによって閉ざされるような注意深き警戒が向けられない限りは、高位聖職者たちに対する告訴手続は容易に許容されるべきではないと賢明にも定めたのである。まさにそれゆえ彼らは、〔高位聖職者が〕不正に告訴を受けることのないよう、高位聖職者に配慮することを望んだが、しかしそれでも彼らが傲岸不遜にも罪を犯さないようにも注意を払っており、各々の病に対して適切な薬を提供している。すなわち頭格減少、つまり聖職位剥奪にまで至る刑事告訴は、適法な告訴状が先行するのではない限りは全くもって許容されるべきではない。しかし何者かが、もはやこれ以上醜聞を抑えては無視されえないような、または危険を冒さずには耐えられえないような叫びが絶え間なく上がっているほどに、自らの過ちについて不評を被っ

た場合には、ためらいの不安なくその者の過ちを問い糾して懲罰するために、嫌悪の〔炎を焚きつける〕木端ではなく慈愛の情感に基づいて手続が取られるべきである。もし過ちが深刻なものならば、品級を剥奪されはしなくとも、しかしそれでも〔秘蹟の〕執行からは完全に排除されるようにする。すなわち福音書の一節に従えば、自分の管理に関するふさわしい会計簿を提出できない管理人は、管理から排除される（参照、ルカ 16:2）のであるから。さて、糾問手続がなされるべき対象となる者は、法廷不出頭によって自分から欠席するのでない限りは、その場に居合わせなければならない。そして、糾問手続が取られるべき対象となる者たちについての〔告訴状の〕項目は、その者が彼自身を防禦する機会を持つために、開示されるべきである。そして、名前の秘匿を通じて誹謗中傷が、抗弁の排除を通じて虚偽の陳述が大胆にも引き起こされることのないように、陳述〔内容〕のみならず証人たちの名前自体も、何が誰から陳述されたか明らかになるように、その者に告知されるべきであり、さらに抗弁や再抗弁も適法に承認されるべきである。それゆえ、高位聖職者は、下位者たちの違反を正されないままにすればいっそう断罪されるべき者となるのと同じくらい、立ち上がって彼らの過ちを正すことにますます熱心とならなければならない。これらに対して、評判の悪い過ちについては言うに及ばず、三つのやり方、すなわち下位者たちに対する告訴手続、密告や糾問手続を通じて手続が取られうる。しかしそれでも、万が一にも軽微な利得によって重大な損失へと至らされることのないよう、万事に注意深い警戒が向けられるべきであり、判決の形式も裁判の形式に応じて構成されるべきだというあの統御を常に遵守しつつ、ちょうど告訴手続には適法な告訴状が先行しなければならないように、同様に密告には慈愛に満ちた忠告が、そして糾問手続には叫びによるほめかしが先行しなければならない。しかしそれでも、事案が要求する場合にはいっそう容易かついっそう自由に自らの業務執行から罷免されうる律修聖職者たちにおいては、我々はこの命令があらゆる点で遵守されるべきだとは考えない。（高橋優）

9 同一信仰における異なる典礼様式について

非常に多くの地域で同じ都市と司教区の中において様々な言語の人々が一つの信仰のもとで多様な典礼と慣習を持ちつつ入り混じっているので、典礼や言語の違いに応じて言葉や模範によって彼らを指導しつつ彼らのために聖務を行い教会の秘蹟を授ける適切な人物を、この種の都市あるいは司教区の司教が任命することを我々は厳格に命じる。一方で怪物のごとく一つの体がいくつもの頭を持つように、一つの同じ都市あるいは司教区がいくつもの司教を持つことを我々は断じて禁じる。だがもし先に記した理由で緊急の必要性がそう求めた場合には、その地の司教がこれらの人々にふさわしいカトリックの司教を賢明な思慮によって先述の事柄における自身の代理人に任命すべきである。この者は司教にあらゆる点で服従し、従属する。それからもし誰か他のやり方でその職に就いたものがあるならば、その者は自分が破門の切っ先によって貫かれるのを知るだろう。そしてもし彼がそれで正気に戻らなかった場合には、これほど大きな思い上がりを鎮めるために必要ならば世俗の腕を用いつつ、あらゆる教会の役務から罷免されるべきである。（窪信一）

10 説教師の任命について

キリスト教徒の民衆の救済に関する事柄のうちでも、神の言葉の食餌がとりわけ必要であることは自ずと明らかである。それは肉体が物質的食物によって養われるように、魂は霊的食物によって養われるからであり、「人はパンのみによって生きるのではなく、神の口より発する言葉すべてによってである」（マタイ 4:4; 参照、申命 8:3; ルカ 4:4）という通りである。それゆえ雑多な業務や肉体的不調や外敵の侵略やその他の出来事のために——司教においては全くもって非難されるべきであるし、将来においても容認されるべきではないので、知識の不足とは言わずに済めばよいのだが——司教が自分自身では神の言葉を、特に広大で広範な司教区のせいで民衆に伝えきれないことがしばしば起こるので、包括的な法令によって以下のように命じる。行いと語りにおいて有能であり（参照、ルカ 24:19）、聖なる説教の職務を健全に実行するのにふさわしい人を司教は任命せよ。この者は、司教が自分では不可能なときに、司教自身の代わりとなって自分に委ねられた人々を念入りに訪ね、彼らを言葉と模範によって教化する。この者たちに困ったことがあるときは、必要な物の不足によって着手したことを断念せざるをえなくなることはないように、司教自身が適宜必要な物を渡すべきである。我々は司教座教会においても他の参事会教会においても適切な人が任命されることを命じる。司教は説教の職務だけでなく、告白を聞くことや償いを命じることやその他魂の救済に関係することにおいて、この者を助手や協力者とすることができる。しかしもし誰かこのことの遂行を怠る者がいたならば、厳罰に服すべきである。（窪信一）

11 学校の教師について

少なからぬ者たちが窮乏のせいで読むことの勉学もその先に進む機会も奪われてしまっているために、〔第三〕ラテラノ〔公〕会議では敬虔なる法令により次のように定められた。各司教座教会を通して、同じ教会の聖職者や他の貧しい学生に無料で教える教師に、いくらか相応の聖職禄が与えられるべきであり、それによって教える側の困窮も取り除かれ、学ぶ側にも学問への道が開かれるべきであると。しかし、多くの教会でこれが全く遵守されていないので、我々は先述の定めを補強するために次のように付け加える。各々の司教座教会だけでなく、財力が十分な他の教会においても、適切な教師が参事会、あるいは参事会のより多数でより健全な成員によって選出され、高位聖職者によって任命されるべきである。この者は自他の教会の聖職者に無料で文法やその他の学科についてできる限り教える。当然ながら首都大司教座の教会は、司祭や他の者に聖書について教え、特に司牧に関わると知られていることを彼らに啓発する神学者を同様に持つべきである。教師には誰であれ、参事会から会員一人分の聖職禄の収入が、加えて首都大司教から同額が、割り当てられるべきであるが、それによって彼が参事会員にされるわけではなく、彼が教職にあり続ける間その収入を受け取る。だがもし万が一首都大司教座教会にとって二人分〔の教師への支払い〕が重荷であるならば、神学者には先述の方法で首都大司教座教会自体が支払い、文法教師にはその都市や司教区の余裕のある他の教会において支払われるようにすべきである。（窪信一）

12 修道士たちの総会について

各王国あるいは管区において、各司教区の司教たちの権利を損ねないようにしつつ、そのような総会を開く慣習のなかった修道院長と、自分たちの修道院長を持たない副修道院長の総会が三年に一回開かれなければならない。そこには、教会法上の障害がなければ、すべての者が、諸修道院の中で総会に適した一つに、彼らの中の誰も六頭以上の馬と八人以上を連れて来てはならないという制限のもとで参集しなければならない。また、このような新しいこと〔＝総会〕の始まりにおいては、総会に時宜を得た助言と援助が提供されるために、近隣の二つのシトー会修道院の修道院長を慈愛をもって招き入れるべきである。というのも、シトー会はこのような総会の開催に関して長年の慣習に基づいた豊富な知識を持っているからである。彼らは、出席者の中からふさわしいと思われる二人の者と異論なく連携すること。そしてその四人が総会全体を主催する。このために、その四人の中で、誰も優越権を持たないようにしなければならない。それゆえ、必要であれば慎重な審議のうえで、その四人は交代させられうる。さらに、シトー会の慣習に従って、このような総会は数日間続けて開催され、そこでは修道会の改革や戒律の遵守について慎重な討議が行われ、定められたことは、かの四人が承認したうえですべての者によって遵守され、あらゆる弁解、反論、抗議は排除されなければならない。さらに、次回に総会が開催されるべき場所が指定されなければならない。そして、集まった者たちは共住生活を送り、ともにすべてを共同の出費とし、すべてをまかなうことができない場合は、少なくとも数人でいくつかの家屋に住むようにすること。また、我々に代わって、既存の形式に従って王国のあるいは管区の修道士と修道女の各修道院を訪問することを務めとする、敬虔で用心深い人物が任命されるべきである。彼らは、修正、改革の任務が必要だと思われる物事を修正し、改革し、その地の指導者が明らかに管理業務から外されるべきだと分かれば、当該の司教に通告し、その人物を排除するよう計らうこと。しかし、もし司教がそうしない場合は、訪問した者自身が使徒座に審査を求めて問い合わせなければならない。我々は、律修参事会員たちがこのことを彼らの手順に従って監視するよう望み、命じる。一方、この新しいことにおいて、前述の人々によっては解決されえない何か困難なことが生じた場合は、妨害されることなく使徒座の裁判に持ち込まれ、その他慎重な審議のうえで一致したことは、反論の余地なく遵守されるべきである。さらに、司教区の司教は、彼らに属する修道院を改革するよう努め、前述の訪問者たちが修道院に来た際には、それらの修道院において、彼らが修正よりも称賛に値することを多く見出せるようにすべきであり、非常に注意深く用心し、前述の修道院が、訪問者たちによって不当な負担に圧迫されないようにしなければならない。というのも、我々は上位の者たちの権利が守られることを望むのと同様に、下位の者たちへの不当な行為を支持することを拒絶するからである。加えて、我々は、総会の開催を取り仕切る者たちに対するのと同様に、司教区の司教たちにも以下のように厳しく命じる。守護者、保護者、代官、指導者や参事会員、有力者や騎士、あるいはその他の者たちが、人においても財産においても修道院を侵害しようとしないう、有無を言わず教会罰によって抑制するように。もし、万が一彼らが修道院を侵害した場合は、〔修道士たちが〕より自由により平和に全能の神に仕えることができるよう、彼らに補償させる

ことを怠ってはならない。（纓田宗紀）

13 新修道会の〔設立〕禁止について

修道会のあまりの多さが神の教会に深刻な混乱を持ち込むことがないように、誰であれ以後新しい修道会を設立することを、我々は固く禁じる。修道会へ入会しようとする者は認可されたものの中から一つを選ぶべきである。同様に新しく修道院を創建しようとする者は認可された修道会から戒律と規則を採用すべきである。加えて、誰であれ複数の修道院に修道士として所属すること、また一人の修道院長が複数の修道院をあえて管轄することを、我々は禁じる。（内川勇太）

14 聖職者たちの罰せられるべき不節制について

聖職者たちの道徳と行いがよりよく改められるよう、あらゆる者たち、特に聖なる品級にある者たちは、聖職者たちが全能なる神の面前で純潔なる心と高潔な肉体で奉仕することが可能であるように、あらゆる欲望という悪徳、特に「神の怒りが」天国から「不信の息子たちに下る」原因となる（エフェソ 5:6）悪徳に用心しつつ、節度を守って高潔に生きるように努めるべきである。他方、容易に恩赦が得られることによって罪への扇動が許されることのないように、我々は以下のように定める。すなわち、不節制という悪徳に苦しむことに囚われた者は、犯した罪の大小に応じて教会法上の制裁措置に従い罰せられるべきである。そして神の怒りが抑止しない者たちを、少なくとも一時的な罰で罪から退けるために、我々は、この規定が有効に、そして厳格に遵守されるよう命じる。したがってもし、この理由から〔聖務を〕停止された者があえて聖務を行うならば、聖職禄を剥奪されるのみならず、この両方の罪のために永久に罷免されるべきである。他方、彼の罪について、特に金銭あるいは何らかの一時的な便宜を口実にその者を支援しようとした高位聖職者たちは、同じ罰に服すべきである。また自らの地域の慣習に従って婚姻の結びつきを退けなかった者たちは、適法な婚姻を用いることもできたのであるから、もしそれに陥った場合にはより重く罰せられるべきである。（紺谷由紀）

15 聖職者の酩酊を避けることについて

すべての聖職者は努めて大酒と酩酊を慎むべきであり、どんな理由からにせよ、葡萄酒を自身に合わせ、自身を葡萄酒に合わせる〔＝節度を守って葡萄酒を飲む〕べきである。そして酩酊は理性の追放を引き起こし、肉欲への誘惑を呼び起こすので、何人も飲酒するようにそそのかされるべきではない。それゆえ我々は、ある所では酒飲みたちが自らの限界に等しい酒を自らに課し、より多くの者を酔わせ、より深い杯を飲み干した者がそうした者たち〔＝酒飲みたち〕の判断によってより称賛されるという悪習は完全に廃絶されるべきであると定める。しかしもしこれらに関して有罪であると明らかになった者は、上位の者に警告されて適切に償いをなすのでなければ、聖職禄あるいは職務を停止させられるべきである。（内川勇太）

16 聖職者の衣服について

聖職者は、ことに不名誉なものにおいては、世俗に関わる職務や商取引に従事すべきではない。物真似師、道化師、役者らに関心を向けてはならず、万が一道中不可避の理由により〔そうするよう〕定められてしまうのでなければ、宿屋を絶対に避けなければならない。賽やサイコロで遊んではならないし、またこのような遊戯に居合わせてもならない。適切な冠や剃髪をそなえるべきで、教会の職務と他のよき営みに勤勉に打ち込むべきである。閉じられた衣服を上から着用すべきであり、〔その衣服は〕極端に短すぎたり長すぎたりして目立つべきではない。赤や緑の布も、長袖や、刺繍飾りやくちばし状のつま先のついた靴も、金メッキされたもしくは他の余分なものを帯びている鞍、手綱、胸甲そして拍車も使ってはならない。不安という正当な理由が服装が変えられるべきだと強いなければ、何人も長袖の外套を聖務において教会の中で着てはならず、他のところでも司祭職と聖職禄を保持する職に任じられた者たちはそうしてはならない。金や銀の装飾を具える留金も帯紐も決して身につけてはならないし、威厳ある職の務め上そうするのがふさわしい者たちを除いて、指輪もいけない。一方で、その者が修道士の服装をまとわなければならない修道士でなければ、すべての司教は公の場所と教会の中では亜麻の上衣を用いるべきである。公の場では、留め具で留められていないパariumではなく、首の後ろか胸の前で両側から留められたパariumを用いなければならない。（柴田隆功）

17 高位聖職者の宴会および彼らの聖務懈怠について

我々は嘆きつつ以下のことを伝える。すなわち下級聖職者の一部のみならず教会の高位聖職者の一部までもが、他の所業は言うまでもなく、度が過ぎた宴会や禁じられた会話のために、ほとんど夜の半分を費やし、残りは眠りに委ね、日々鳥が鳴くまで起こされることはほとんどなく、〔祈りの文句を〕あちこちで絶えず省略することによって朝課をおざなりにする。そしてわずかに年に四回しかミサ典礼を執り行わない者もあり、より一層悪いことに、〔ミサに〕参加することを軽視する者もいる。そして彼らは、ミサが執り行われているときに参加したとしても、内陣の沈黙を避けて、より外側で俗人たちの会話に関心を向け、不必要な会話に聴覚を用いている間、神聖な説教に熱心に耳を傾けようとはしない。それゆえ我々はこうした行いや同様の行いを、聖務停止の罰のもとに完全に禁じる。我々は従順の美徳のうちに、神が彼らに与えた限りの朝晩の聖務を熱心かつ敬虔に執り行うことを彼らに厳命する。（内川勇太）

18 聖職者に禁じられた流血に関わる裁判と決闘について

聖職者は何人も流血を伴う判決を書き取らせたり、あるいは宣告したりしてはならず、さらに、流血を伴う処罰を行使することも、行使されるとところに居合わせることもしてはならない。また、もし何者かがこのような規則の状況下で、教会または教会の人々に対し何らかの損失をもたらそうとするならば、その者は教会罰によって抑制されるべきである。そして聖職者は何人も流血を伴う処罰について定めた文書を書いてはならないし、書き取らせてもならない。それゆえにこのことの管理は、君主の法廷において聖職

者たちにではなく、俗人たちに委ねられるべきである。同様に、聖職者は何人も、傭兵、弩兵、あるいはこの種の流血に関わる者たちに指令を下すべきではなく、また副助祭、助祭や司祭は、焼灼や切開を施す外科医の役目を果たすべきではない。加えて何人も祝別や聖別の儀式を、熱湯、冷水あるいは熱鉄による雪冤に用いてはならない。ただし、一対一の戦いあるいは決闘に関して以前に公布された禁止令は留保される。（紺谷由紀）

19 教会は世俗の家財に晒されるべきではない

ある聖職者らが、主が「神殿を通して什器が持ち運ばれることを認めなかった」（マルコ 11:16）ことを考えずに、教会をその者自身やさらにまた他の者の家財に晒すことで、〔教会が〕神のバシリカとしてよりもむしろ世俗の家々と思われることが、修正されないままであることを我々は望まない。しかも、教会を手入れしないまま放置しているだけでなく、役務に使う器と役務者の衣服と祭壇の覆いとまた聖体布そのものをも、時折ある人々にとっては恐怖となるほどひどく汚いままにしている者たちもいる。まことに神の家に対する熱意は我々を食い尽くすので（参照、詩篇 69:10; ヨハネ 2:17）、敵の攻撃や突然の火災やその他の緊急の必要のためにそれら〔＝教会〕に〔家財の〕退避がなされざるをえない場合を除いて、我々はこのような家財が教会に運び込まれるのを固く禁じるのである。その場合でもしかしながら必要がなくなったときには、物を元あった場所に戻すように。我々はまた先述の祈りの場、什器、聖体布、衣服がきれいできちんとした状態に保たれるよう命じる。というのは、世俗のものにおいてさえも不適切である穢れを聖なるものにおいても見逃すのはきわめて不調和と思われるからである。（柴田隆功）

20 施錠のもとに保管されるべき聖油と聖体について

何か恐るべきこともしくは忌まわしいことをするためにそれらに軽率な手が伸ばされえないように、すべての教会において聖油と聖体が信頼できる監督のもとで、施錠されて、保管されるべきであると我々は定める。しかし、もしも監督に当てられた者が、それらを不注意にも放置したとすれば、彼は三ヶ月職務を停止されるべきである。そして、もしも彼の不注意ゆえに何か忌まわしいことが起きたとすれば、彼はより重い罰に服すべきである。（柴田隆功）

21 告白はなされるべきであるが、司祭によって公にされるべきではないこと、および少なくとも復活祭に聖体拝領をなすことについて

男女ともに全信徒は分別のつく年齢に達した後は、少なくとも年に一度は自分の〔小教区の〕司祭に、自身のすべての罪を一人で誠実に告白すべきであり、課された贖罪をできる限り遂行することに努めるべきである。それからその者は万が一自分の司祭の助言によって何らかの合理的な理由から一時的にその拝領を慎むべきであると考えたのであれば、少なくとも復活祭には聖体の秘蹟を謹んで拝領する。さもなければその者は生きている間、教会への立ち入りを禁じられ、死後キリスト教徒としての埋葬が行われることはない。それゆえ何人も無知による盲目によって弁明のバールをまとうことがな

いように、この救いに関する規定が頻繁に教会において周知されるべきである。またもし正当な原因から別の司祭に自身の罪を告白したいと望む者があれば、まず許可を求め、自分の司祭からそれを得るべきである。というのもさなければ彼〔＝別の司祭〕は彼〔＝信徒〕を解き、繋ぐこと（参照、マタイ 16:19; 18:18）はできないからである。そしてまた司祭は、熟達した医者のように傷ついた者の傷口に葡萄酒と油を注ぐ（参照、ルカ 10:34）ために、判断力に優れ、賢明でなければならない。彼は罪人と罪の状態を熱心に追究し、癒されるべき病人に様々な試行錯誤を行いつつ、いかなる助言を彼に与え、どのような治療法を用いるべきか、その状態から賢明に理解すべきである。また彼は言葉によっても身振りによっても他のいかなる方法によっても、少しも罪人〔の罪〕を暴露しないように、十分に気を付けなければならない。しかしもし彼がより賢明な助言を求めるのであれば、人物に関して一切言及することなく、それを慎重に求めるべきである。というのも贖罪の法廷〔＝告解室〕で彼〔＝司祭〕に明らかとなった罪を暴露しようとする者は、司祭の職務を解かれるのみならず、永遠の贖罪をなすために厳格な修道院に閉じ込められるべきであると我々が定めるからである。（内川勇太）

22 病は肉体よりも魂に配慮すべきこと

肉体の病はときに罪から生じるので、主が治癒した病人たちに、「行きなさい、そしてもう罪を犯してはならない、さもないともっと悪いことが汝に起こるから」（ヨハネ 8:11; 5:14）と言うように、我々はこの教令によって以下のように定め、肉体の医師たちに厳格に命じる。すなわち、肉体の医師が病人のもとへ呼ばれるという事態が生じたとき、まず魂の医師たちを呼び寄せるよう〔病人に〕忠告し、説得せよ。原因が解消されれば影響もなくなるので、魂の健全について配慮された後、より有効に肉体に対する薬を用いた治療に進められるようにすべきである。とりわけ病床に臥す者たちが、医師から魂の健康を管理するよう忠告されたために快復の見込みのない状態になり、そこからより容易に死の危機に陥るということが、確かにこの布告の原因となった。また、もしある者が、その地の高位聖職者たちを通じて周知された後に、医師に関する我々のこの法令の違反者となるならば、その者はこの種の違反について適切に償うまで、教会に入ることを禁じられる。さらに、魂は肉体よりもはるかに価値があるのだから、我々は破門の脅威によって、医師たちの中のある者が病人に対して肉体の健康のために魂の危険に向かうよう何事かを忠告することを禁じる。（紺谷由紀）

23 司教座教会あるいは律修聖職者の教会は三ヶ月を超えて空位にしないこと

牧者の不足ゆえに強欲な狼が主の群れを襲うことのないように、あるいは空位となった教会が、その財産において重い損失を被ることのないように、このことについて、魂の危険に立ち向かうことも教会の補償に配慮することをも望みつつ、我々は以下のように定める。すなわち、司教座教会あるいは律修聖職者の教会は、三ヶ月を超えて高位聖職者を欠くべきではない。正当な障害がないにもかかわらず、三ヶ月以内に選挙が行われなければ、そのときは選挙を行うべきだった者たちが選挙権を失い、その選挙権は、次席として選挙を行うにふさわしいと判断される者に委譲されなければならない。さら

に、権利を委譲された者は、教会罰を避けたいのであれば、神を目の前にして、彼の参事会と他の思慮深い人々の助言をもって、その教会の、あるいはその教会で適当な人物が見つからない場合は他の教会のふさわしい人物によって、空位となった教会を教会法上秩序ある状態にすることを三ヶ月を超えて遅らせてはならない。（纒田宗紀）

24 選挙は投票と協議によってなされるべきことについて

何者かが考案しようと企てる様々な選挙の形式ゆえに、空位となった教会に多くの障害が生じ、大きな危険が差し迫っているため、我々は以下のように定める。選挙が行われるときは、出席しなければならず、出席することを望み、適切に出席することのできる者全員が臨席するなか、一団の中から信頼に足る者三人が採用され、彼らが秘密裏にかつ個別にすべての者の〔候補者についての〕希望を調査すべきである。そしてそれらを記録にまとめてすぐに公開し、妨害となる抗議を全く介在させることなく、照合されたうえで、すべての者、あるいはより多くの者とより健全な者たちが同意を与えた者が選出されるようにすべきである。そうでなければ、せめて選挙権が適切な者たちに委託されなければならない。彼らは、あらゆる者たちに代わって空位となった教会に牧者を提供すること。あたかも〔神の〕息吹を通じてそうするかのように、万が一すべての者によって共同で欠陥なく行われた場合を除き、別の方法でなされた選挙は有効ではない。さらに、前述の形式に背いて選挙を行おうとする者は、そのときには選挙権を奪われるべきである。他方で我々は、そこから招集されるはずの場所におらず、かつ正当な障害に妨げられてやって来ることができない場合を除いて、何人も選挙の実務において代理人を置いてはならないと断固として禁じる。このことについて、必要であれば宣誓によって保証し、それから、望むのであれば一団の中の一人に彼の代理を委ねるべきである。同じく、我々は秘密の選挙を棄却し、選挙が行われるとただちに厳粛に公表されることを定める。（纒田宗紀）

25 世俗の権力を通してなされた選挙は無効であるべきこと

教会法上の自由に反して世俗の権力の濫用を通して行われる自身の選挙にあえて同意する者は誰であれ、その選出から得た利益を失い、〔選挙で〕選出されえなくなり、赦免なしにはどの役職にも選出されうべきではない。また、法そのものによって当然に我々が無効であると定めるところの、このような選挙をあえて行う者たちは、三年間職務と聖職禄を停止され、その間選挙権を剥奪されるべきである。（森本光）

26 選挙を不適切に承認することへの罰について

ふさわしくない高位聖職者が魂を管理する職に採用されることほど、神の教会にとって有害なことはない。それゆえ、この病に対して必要な治療薬を処方することを望み、我々は不可侵の規定によって以下のように定める。魂を管理する職に選ばれたのが誰であれ、選ばれた者を承認する者は、選挙の過程と選ばれた者の人格を入念に調査すること。その結果すべてのことが規定に沿っていれば、彼を承認すべきである。というのも、もしそうではなく、不用意にも事前に承認された場合には、不当に昇進した者がその地

位を剝奪されるだけでなく、不当に昇進させた者も罰せられなければならないからである。同じく、我々は、その〔不当に昇進させた〕者が以下の処罰によって罰せられることを定める。すなわち、彼の怠慢が明らかになった場合、とりわけ不十分な学識あるいは不名誉な生活あるいは法的に不適格な年齢の人物を承認した場合、まず、彼〔＝承認した者〕は彼〔＝承認された者〕の最初の後継者を承認する権利がなくなるだけでなく、何らかの原因から罰を免れることのないように、〔そうすることが〕適切となった場合に赦しを得ることができるまで、自身の聖職禄の受け取りが停止されるべきである。一方、もしこのことについて悪意をもって過ちを犯したことで有罪となった場合、より重い罰を受けなければならない。同じく司教も、教会法による罰を避けたいのであれば、委託された職務を相応に果たす能力のある者たちが聖職者の位階や教会の顕職へ昇進するよう計らうべきである。加えて、ローマ司教に直接従属する者は、彼らの職務の承認を得るために、もし難なく可能であれば自ら直々に彼の面前に現れるか、あるいはその者を通じて選挙や選出された者について入念な糾問がなされることが可能であるようなふさわしい者を送るべきである。それはそうすることによって初めて、教会法上何の妨げもなければ、彼〔＝ローマ司教〕の慎重な助言によって彼の職務の充足を得るようにするためである。一方で、かなり遠方、すなわちイタリアの外にいる者たちは、一致して選出されれば、特免を得て、教会の必要と便宜のために霊的にも世俗的にも監督すべきである。しかし、教会の財産からは絶対に何も譲渡してはならない。ただし、聖別あるいは祝別の捧げものは、これまで受け取ることが慣習だったように、受け取ってよい。（纒田宗紀）

27 叙品候補者の教育について

魂の導きは学芸の中の学芸であるので、我々は次のことを厳格に命じる。司教は司祭へと昇進させるべき者を自分自身かあるいは他の適切な人によって、聖務や教会の秘蹟、いかにしてそれら適切に行うのかについて、入念に教育し教化せよ。なぜなら、もし将来無知で粗野な者を叙品しようものなら、実際それは簡単に発覚しうることであるが、叙品した者も叙品された者も重罰に服することを我々は定めたからである。というのも多数の悪い聖職者よりも少数のよい聖職者を持つ方が、特に司祭職の叙品においては、より健全であるからだ。なぜなら、もし「盲人が盲人を」先導したならば、「両者とも穴に」（ルカ 6:39; マタイ 15:14）転落してしまうのだから。（窪信一）

28 辞職の許可を要求した者は辞職を強制されるべきこと

ある者たちは辞職の許可を執拗に要求し、それを得たにもかかわらず、辞職を実行しない。ところが、そのような辞職の要求において、彼らは自らが管理する教会の便宜または自らの安寧を気にかけてものと思われるので、我々は、これらのいずれもが、自らに都合の良いものを追求する者たち（参照、フィリピ 2:21）の勧告またはいかなる移り気によっても妨げられることを望まない。したがって我々は、彼らが辞職を強制されるべきことを定める。（佐野大起）

29 何人も複数の教会聖職禄を持たないこと

大いなる深慮遠謀によって、〔第三〕ラテラノ〔公〕会議において、何人も聖なる教会法の定め反して、複数の教会の上位の聖職〔=*dignitas*; 裁治権を持つ聖職〕や複数の小教区教会を受け取ることがないように、さもなければ、受け取る者はそのようにして受け取ったものを失い、与える者は与える力を剥奪されるように禁じられた。しかしある者たちの無遠慮や貪欲ゆえに、現在まで前述の規定からは全くあるいはほとんど収穫は得られなかったのであるから、我々はより明白にはっきりと〔聖職禄兼領に〕反対することを望み、司牧を伴う何らかの聖職禄を受け取った者は誰でも、もし以前からそのような聖職禄を保持していたならば、それ〔=以前の聖職禄〕は法そのものによって当然に剥奪され、もし万が一それ〔=以前の聖職禄〕を保持しようとするならば、もう一方〔=新たな聖職禄〕をも剥奪されるべきであるとこの教令によって定める。また以前の〔聖職禄の〕授与権を持つ者は、もう一方〔=新たな聖職禄〕が受領された後に、それ〔=以前の聖職禄〕を、与えるにふさわしいと思われる者に自由に与えるべきである。そしてもし彼が〔以前の聖職禄を〕六ヶ月以上与えることを遅らせるならば、〔第三〕ラテラノ〔公〕会議の規定に従ってその者の聖職授任権が別の者に移転されるのみならず、その〔以前の〕聖職禄が属している教会の利益のために、彼自身の収入から、その聖職禄が空位になったとき以降にそこから得られたと認められる額を割り当てるように強制されるべきである。我々は同様のことが下位の聖職〔=*personatus*; 裁治権を持たない聖職〕においても遵守されるべきであると定め、同じ教会内では、たとえ司牧を伴わないとしても、何人も複数の上位の聖職や下位の聖職を得ようとしてはならないということをつけ加える。しかしより多くの聖職禄で礼遇されるべき卓越し、学識ある人物については、理性が命じるときには、使徒座によって特免されうる。（内川勇太）

30 教会に任じられるべき者たちの適性について

〔ある高位聖職者らが〕適切な人物を教会の聖職禄付随職に昇格させることができるはずのときに、振る舞いの名誉も学問の知識も味方しない、理性の判断でなく肉の欲に従う不相応な者を、教会のある高位聖職者らが臆面もなく採用することは、きわめて深刻かつ不調和である。それゆえにどれほどの損害が教会に生じるのかを、健全な精神を持つ者で知らない者はいない。我々はそれゆえこの病を癒すことを望むので、以下のことを命じる。すなわち、不相応な者が追放されて、神と教会に喜ばしい隷属を捧げることを望みかつそうできるふさわしい者を受け入れるべきである。そしてこのことについて管区会議において毎年入念な訊問がなされるべきである。その結果一度目と二度目の譴責の後有罪と判明した者は、聖職禄の授与をその会議によって停止されるべきである。そのうえで、聖職禄の授与を停止された者の不在を補充すべき慎重で名誉ある人物が、同じ会議において任じられるべきである。そしてまさにこのことは、これらに違反した参事会に関しても遵守されるべきである。ただし、首都大司教の違反は、会議の側から報告されたうえで、より上位の者の裁判に委ねられるべきこと。しかし、この健全な配慮がより充実した成果を得るように、この種の停止の判決は、ローマ司教または彼自身の〔属する〕総大司教の知るところを超えて決して軽減されるべきではなく、このこと

においてもまた四総大司教座は特に名誉あるものとされるようにすること。（柴田隆功）

31 参事会員の息子らはその父親とともに任じられないことについて

非常に多くの教会で育った最悪の腐敗を廃するために、参事会員の息子ら、特に庶子らが、父親が任じられている在俗教会において参事会員になることを、我々は固く禁じる。そして、もしもこれに反したことがなされたとすれば、我々は〔それが〕有効ではないと決定する。ただし、前述のように、そのような者をあえて参事会員に任じた者は、彼らの聖職禄を停止されるべきである。（柴田隆功）

32 保護者は聖職者に相応の取り分を残すべきである

あるところでは根絶されるべき悪弊、すなわち小教区教会の保護者および他のある者たちがそれらの〔教会の〕収入をほぼ完全に私物化し、奉仕のために任命されたそれらの教会の司祭に対し、彼らが相応に給養されえないほどに乏しい取り分のみを残すことが根付いている。例えば、我々が確かに聞き及んだように、ある地域では小教区司祭は自身の給養のために十分の一税の四分の一の四分の一、つまり十六分の一しか有していない。そのため、これらの地域においては平凡な学識を備えた小教区司祭でさえほぼ見つかからないということが生じている。それゆえ、脱穀する牛の口は縛られるべきではなく（参照、申命 25:4; I コリント 9:9; I テモテ 5:18）、祭壇に仕える者は祭壇によって生きる（参照、I コリント 9:13）ため、我々は以下のように定める。すなわち、いかなる形でも司教や保護者、および他の何者かのいかなる慣習によっても妨げられることなく、司祭たち自身に十分な取り分が割り当てられるべきである。さらに小教区教会を持つ者は、万が一その小教区教会が不在聖職禄や役職に結びつけられているような場合でなければ、その教会の管理が必要とするところの秩序に従い、代理人を通じてではなく自身でその教会に仕えるべきである。またその場合には、そのような不在聖職禄や役職を有する者はより大きな教会で仕えることが当然であるため、その小教区教会においてふさわしくかつ常設の、教会法に則って任命された代理人を持つよう努めることを我々は許可する。その者〔＝代理人〕は先述のように、その教会の収入からふさわしい取り分を有すべきである。さもなければ、〔小教区教会を持つ者は〕この教令の權威により自身からその教会を取り上げられることを知るべきであり、〔その教会は〕先述のことを実現することを望みかつ実現できる他の者に自由に与えられる。さらに、自身の司祭の給養をしなければならぬ教会の収入から、何者かがごまかしによって他者に聖職禄同様に年金を与えようとするのを、我々は完全に禁じる。（森本光）

33 饗応は巡察なしに受けられないことについて

巡察という理由によって司教、大助祭、その他の誰でも、また使徒座の使節や伝令にもなされなければならない饗応は、巡察の職務を本人自ら行うときを除いて、明白で不可避な理由なしには決して要求されてはならない。そして、かつて〔第三〕ラテラノ〔公〕会議で定められた獣馬と随行者の節度を遵守すべきである。使節と伝令に関しては以下の制限が適用される。すなわち、彼らがどこかで延長を必要とせざるをえないときは、

その場所に彼らのために極端に負担がかからないように、そして饗応の数がこのような延長をした日数を超えない限りで、いまだ彼らの饗応で負担を抱えていなかった他の教会や人物から、節度ある饗応を受けるべきである。そしてあるもの〔＝教会や人物〕がそれ一つだけでは不十分であったときは、二つあるいはそれ以上のものが一つに合わされるべきである。さらに、巡察の職務を行う者は、滅びることのない果実を取り戻すために、説教と訓戒、譴責と改革に専念しつつ、自分自身のものでなくイエス・キリストのものを追い求めること（参照、フィリピ 2:21）。しかし、このことに逆らおうとする者は、受け取ったものを返し、かつ、このようにして負担をかけた教会に同額を支払うべきである。（柴田隆功）

34 ある者への奉仕を口実に下位者に負担を課すべきではないことについて

多くの高位聖職者は、〔教皇の〕使節または他の者への饗応あるいは何らかの奉仕の費用を賄うために、下位者たちからその者が支払うべき以上を取り立てており、彼らの損害の中に利得を追求して、下位者たちの中に援助というより掠奪品を探しているので、我々は、このことが今後起こることを断固禁じる。もし何者かがそれを試みようとするれば、その者はそのように強要したものを返還し、相当分を貧者たちに分け与えるよう強いられる。しかしもし、このことに関して不満の提出を受けた上級の者がこの種の規定の執行において怠慢であれば、その者は教会法上の罰に服すべきである。（藤崎衛）

35 上訴の理由が明示されるべきことについて

ふさわしき荣誉が裁判官たちに対しては与えられ、訴訟当事者たちに対しては労力と費用について顧慮されるために、我々は以下のように定める。すなわち、ある者が適格な裁判官の面前で相手方を訴える場合、その者は判決が下される前に、合理的な理由もないのに上級の裁判官に対して上訴することなく、その〔最初の〕裁判官の面前で自らの正義を追求すべきである。書状が受任裁判官に送付されるより前は、たとえその者が上級の裁判官に伝令を差し向けたり、あるいはそれ〔＝書状〕を彼〔＝上級の裁判官〕から受け取ったりさえしたと主張するとしても妨げられない。それでも、その者が合理的な理由に基づいて上訴することを考え、前述の〔最初の〕裁判官の面前で承認すべき上訴の理由が開示された場合には、以下のことは明らかである。すなわち、もし承認されるならば、それは適法だと考えられなければならない、上級の裁判官が上訴について与り知ることになる。また、〔上級の裁判官が〕その者はほとんど合理的に上訴したとはいえないと判断したならば、その者を下級の裁判官のもとに差し戻し、相手方の費用をその者に課すことになる。さもなければ、重大事案については使徒座に対して報告されなければならないという健全な諸法令を除いては、彼自身が手続を続行してよい。（高橋優）

36 裁判官は中間判決および制裁予告の判決を取り消しうること

原因が消滅すれば効力も消滅するので、我々は以下のように定める。すなわち、もし通常裁判官または受任裁判官が何らかのことについて、執行が命じられた場合には訴訟当事者の一方が不利益を被るような制裁予告の判決または中間判決を宣告したが、健全

な助言を利用して、この種の制裁予告の判決や中間判決の効力から自らを引き離れた〔＝裁判官によって判決の効力が取り消された〕場合には、たとえそのような制裁予告の判決または中間判決から上訴がされることになるとしても、事務の手續がとるにたらない目的によって遅延されることのないように、〔裁判官は〕他の適法な理由に基づいて疑われたのでない限り、事案の調査において自由に手續をとるべきである。（高橋優）

37 召喚状が二日の旅程を超えて、または〔主人から〕特別の委任を受けずに獲得されるべきではないことについて

ある者たちが、使徒座の恩寵を濫用して、遠く離れた裁判官たちのもとへのその〔＝使徒座の〕召喚状を獲得しようとするので、その結果、被告は労力と費用を使い果たして、訴訟に屈服するか原告のしつこさに金銭で対処するよう強いられている。しかしそれでも裁判を通じて、法の見地が禁じているところの不正への通行路が開かれてはならないので、〔召喚状が〕両当事者の同意に基づいて獲得された場合、またはこの法令について明示的に言及するような場合を除いては、いかなる者も二日の旅程を超えて自らの〔属する〕教区の外で使徒〔座〕の召喚状によって裁判へと導かれてはならないと、我々は定める。他には、以下のような者たちもいる。すなわち彼らは、新奇な種類の商品へと自ら〔の関心〕を向けては、眠れる紛議を目覚めさせたり、新奇な問題を引き起こしたりすべく、諸々の事案を生み出しては、それに関する召喚状を主人たちから委任を受けずに使徒座から獲得しており、一方で被告に対しては、その召喚状によって労力もしくは費用の負担に悩まされることのないように、他方で原告に対しては、原告が相手方をその召喚状により不相応な暴力的作爲をもって疲弊させるために、その召喚状を商品として陳列しているのである。しかし、訴訟というのは拡張される〔＝勸奨される〕べきではなくむしろ制限されるべきであるから、この一般法令をもって、我々は以下のように定める。すなわち、もしある者が今後、何らかの問題において、主人から特別の委任を受けずに、使徒〔座〕の召喚状を獲得しようとするならば、万が一それらの人物について、法的に委任が要求されるべきではないことが確かであるような場合を除いては、その召喚状は効力を有さず、またその者は偽造者として制裁を受けるべきである。（高橋優）

38 証明されうるように、訴訟記録を書き残すことについて

事物の本性による否認では決して直接的な証明とならないため、無辜なる訴訟当事者は不公平な裁判官の誤った言明に対して正当な否認を示すことができないので、誤りが真実に優越したり偏見が衡平よりも高い価値を有したりすることのないように、我々は以下のように定める。すなわち、通常の裁判手續においても特別審理手續においても、裁判官は必ず、用意することができるならば一名の公人を、または信義誠実に則ってすべての法的行為を書き残せる二名の適格者を召喚すべきである。それはすなわち、召喚と中断、申立てと抗弁、請願と応答、質問と自白、証人たちの陳述と種々の文書の提出、中間判決と上訴、差戻しと終局判決などであり、それらは正しい順番で、場所、時間、人を指定して書き残されるべきである。また、すべての記録は両当事者にそのまま分配

されるべきであるが、裁判官の手續について紛争が生じた場合に、原本によって真実が明らかにされうるために、原本は書記の管理下にとどまるべきである。こうした統御が遵守されるならば、公明正大できめ細やかな裁判官たちに対して、無辜なる者たちの正義が無思慮で不公平な者たちによって傷つけられることがないほどに、敬意が払われるべきである。しかしそれでも、そのような法令を遵守することを怠る裁判官は、もし彼の怠慢のせいで何か困難なことが生じるならば、上級の裁判官を通じて、ふさわしき譴責をもって懲戒されるべきであり、適法な文書に基づく場合を除いては、その者による手續のために〔＝法令遵守を怠る裁判官が手續を継続することが〕期待されるべきではない。（高橋優）

39 自ら略奪したのではない占有者を相手方とする略奪物返還請求権が与えられるべきことについて

頻繁に、以下のようなことが起こっている。すなわち、不正に〔物が〕略奪され、略奪者によって物が他人のもとに移転されてしまい、占有者を相手方とする略奪物返還請求権の恩恵によって補助されない限りは占有の利益が失われてしまい、諸々の証明が困難であるせいで財産権が効力を失ってしまう。そこからして、市民法の厳格さにもかかわらず、我々は以下のように裁可した。すなわち、もしある者が今後、意識的にそのような物を受け取ることになったら、その者はあたかも略奪者であるかのように瑕疵を承継するのであり、とりわけ魂に対する危険に関していえば、〔物を〕不正に保持することと他人を侵害することにはたいした違いはないのであるから、この種の占有者を相手方とする略奪物返還請求権の恩恵によって被略奪者に救済がもたらされるべきである。（高橋優）

40 正当な占有について

時折、以下のようなことが起こっている。すなわち、ある事案において、相手方の法廷不出頭のせいで、寄託物の占有が原告に帰されているという場合に、物に対する物理力や詐害行為のせいで、原告が物の管理権を一年以内に獲得することができなかつたり、獲得された物を失つたりしており、だから、多くの者たちの主張するところによれば、原告が一年の経過の後に正当な占有者とならないものであるから、被告が自らの害意に基づいて利益を取り戻している。したがって、条件を遵守する者〔＝原告〕に法廷に出頭しない者〔＝被告〕が勝ることのないように、我々は教会法上の衡平に基づき、前述の事案においては原告は一年が経過することで正当な占有者とされるよう裁可する。これに加えて、我々は靈的な諸事について俗人に〔事案が〕委ねられることのないよう一般的に禁じる。というのも、俗人がそのような諸事の仲裁人とされるのは不適切だからである。（高橋優）

41 全時効期間における善意の継続について

「確信に基づかぬものはすべて罪である」（ローマ 14:23）ため、死に値する償うべき罪なしには遵守されえないような法令や慣習〔＝悪意であっても、平穩にかつ公然と三、

四十年占有を続ければ取得時効が完成するというもの〕は一般にすべて改廃されるべきであるので、我々は〔公〕会議の裁定をもって、教会法上の取得時効も市民法上の取得時効も善意〔＝善き確信〕なしには有効に成立しないよう決定する。そこからして、時効取得をするであろう者は、いかなる一時点においても、〔時効取得の目的物が〕他人に属する物であるという自覚を持つてはならない。（高橋優）

42 世俗の正義について

俗人が聖職者の権利を篡奪しないことを我々が欲するのと同様に、我々は聖職者が俗人の権利を私物化しないよう欲すべきである。それゆえ我々は、全聖職者たちに対して、今後は何人も教会の自由を口実として、世俗の正義を侵害して自身の裁治権を拡大させてはならないと禁じる。むしろ書かれた法令とこれまで維持されてきた慣習に満足し、「カエサルのはカエサルに、神のものは神に」（マタイ 22:21; マルコ 12:17; ルカ 20:25）正しい配分で返されるようにすべきである。（紺谷由紀）

43 聖職者は理由なしに俗人に誠実宣誓をすべきではない

ある俗人らは、彼らから教会財産を得ていない教会人に、彼らに誠実宣誓をなすことを強いるとき、神の法についてひどく侵害しようとする。しかし、使徒によれば、奴隷は「立つのも倒れるのもその主人による」（ローマ 14:4）ので、我々は聖なる〔公〕会議の権威に基づきこのような聖職者が俗界の者にこの種の宣誓を行うことを強制されることを禁じる。（柴田隆功）

44 君主の法令は教会を侵害すべきではないこと

従属の宿命を伴うが、支配の権威のない俗人には、〔彼らが〕どれほど敬虔であろうと教会の財物を処分する一切の権限が割り当てられていないので、我々は以下のように彼らのうちのある者らにおける愛が冷え込んでいることを悲嘆する。すなわち、聖なる父たちだけでなく世俗の君主も多くの特権によって保護していた教会の自由の不可侵権を、封と他の教会の占有地の譲渡と、裁治権の侵害についてだけでなく、死者に関することについても、さらには霊的な法に結びついていると思われる他のものについても不正に侵害することで、彼らが彼らの法令やむしろ捏造によって攻撃することを恐れないほどである。我々はそれゆえこうした教会の損害賠償について助言を与え、これほど大きな損害に備えることを望むので、世俗権力の法令を根拠に、教会人の適法な同意なしにあえて試みられた、この種の法令と教会の封やその他の財産の売却は、法令ではなく欺瞞や破滅さらには裁治権の侵害とも言われうるので、聖なる〔公〕会議の賛同に基づき〔その法令と売却が〕効力をもたないと我々は定める。あえてしようとする者は教会罰により抑止されるべきとする。（柴田隆功）

45 教会の聖職者を殺害した、または不具にした保護者は保護権を失う

ある管区では教会の保護者、守護者、および代官があまりに傲慢になっており、空席になった教会のためにふさわしい司牧者が手配されねばならないときに困難と悪意を与

えるだけでなく、意のままに教会の占有地と他の財産を侵害するほどであり、また口にするのも恐ろしいことであるが、高位聖職者の殺害におよぶことを恐れないほどである。それゆえ、守りという支えのために考案されたものが圧迫という損失へと変えられてはならないため、今後は保護者、守護者、ないし代官が先述のことに關して、法において許されているより多くの権利を行使することを、我々は明確に禁じる。そして、もしこれに反して行動しようとした場合、教会法の厳格さによって最も嚴重に束縛されるべきである。さらに我々は神聖なる〔公〕會議の深慮により以下のように定める。すなわち、保護者、守護者、封臣、代官や他の聖職禄受領者が、忌まわしき暴挙によってある教会の指導者やその教会の他の聖職者を自身ないし他の者たちを通じてあえて殺害するか不具にする場合、保護者は保護権を、守護者は守護職を、封臣は封を、代官は代官職を、聖職禄受領者は聖職禄を完全に失うべきである。そして過ちの記憶が処罰の記憶より早く消えないように、彼らに赦免が下されない限り、先述のものから何も相続人の手に渡るべきでないのみならず、四代までの子孫はそのような聖職者たちの団体に受け入れられるべきでもなく、また修道院の中であらゆる上長の榮譽も得るべきでない。（森本光）

46 聖職者から税を徴収しないことについて

都市のコンスルや行政長官、および教会と教会人に賦課金や税、その他の取立てを強制しようとする者に対して、〔第三〕ラテラノ〔公〕會議は教会の免除特権を規定することを望み、こうした厚かましさをアナテマの嚴罰のもとに禁じ、ふさわしい償いを捧げるまで、違反者とその支援者を破門のもとに置くことを命じた。しかしもし万が一、俗人たちの財力が不十分である場合に、〔都市の〕共通の窮状と欠乏を軽減するため、何の強制もなく、援助が教会を通じて与えられるべきであると考えられるほどの欠乏と窮状を、司教が聖職者たちとともに認めたときはいつでも、前述の俗人たちは謹んで、敬虔に、感謝をしつつ受け取るべきである。しかしある者たちの無思慮のゆえに、共通の利益に資することを重んじるローマ司教にまず助言を求めなければならない。さてある者たちの、神の教会に対する悪意が止んだことはないのだから、我々はこのようにして破門された者によって、あるいは彼らの委任によって公布された法令や判決は無効であり、将来に渡って有効ではないとみなされることを加えて命じる。さらに詐欺や害意が誰かを弁護してはならないので、何人も、任期中にアナテマに耐えることで、あたかもそれ以後償いの義務を課せられないかのような根拠のない誤解によって〔償いを〕免れさせるべきではない。というのも償いを拒んだ本人もその後継者とともに、職を引き継いだ者は、負担をも引き継いだのであるから、もし一ヶ月以内に償いをなさないのであれば、適切に償いをなすまで、教会罰のもとに留め置かれることを我々が定めるからである。（内川勇太）

47 破門する際の準則について

聖なる〔公〕會議の承認により、事前に相応の警告がなされて必要であれば警告を審査できる適切な人物がその場に居合わせることなく、誰かが誰かに対してあえて破門の判決を下そうとすることを我々は禁じる。もしこれに反した行いをあえてしたならば、

たとえ正当な原因からの判決であったとしても、その者は一か月にわたり自身が教会に入ることを禁じられるのを知るだろうし、適当とみなされた場合には他の罰によっても制裁されるべきである。また明瞭で理性的な原因から外れて誰かの破門をすることがないよう入念に注意すべきである。もし万が一このように破門へと進んでしまい、へりくだった頼みを受けたのにもかかわらず危害を加えることなくこの種の訴訟手続を取り下げたことを怠った場合には、被害者はより高位の者のところへ不正な破門についての抗議を提出すべきである。この者は遅延の危険なく行えるのならば、被害者を自らの指令とともに破門した者のところへ送り返し、相応の期間内において〔破門から〕解除すべきである。それができないのならば、自分か他の者を通じて、適当と思われる範囲で、十分な担保を確保したうえで、彼のために〔破門〕解除の責務を自ら負う。破門した者に対して不正な破門が立証されたときは必ず破門した者は破門された者の賠償を科されるべきである。他の罰も、罪の性質が求めたならば、より高位の者の裁量によって科されるべきである。なぜならとりわけ称賛に値する評判を持つ人物ならなおさら、納得できる理由から過ちを犯したものでなければ、罪のない人間にこれほどの罰を科することは軽い罪ではないからである。だがもし破門の判決に対して控訴した側から理にかなったことが何も証明されなかった場合には、情状酌量の余地のある過失でもない限り、破門した者の不当な不利益に対しては賠償かあるいはより高位の者の裁量による他の罰によって、正当な破門に結びつけられた当の件に対しては担保に入れられていたものによって、同様に償いを強制されるべきである。さもなければ以前の判決に逆戻りし、完全な補償まで違反せず遵守すべきである。しかしもし裁判官が自身の過失に気付いてその判決を取り消す用意があり、その判決が自分の利益となる者が補償なしに判決が取り消されないように上訴する場合は、その過失が疑うに値するものでない限り、裁判官はそちら側の上訴には従うべきではない。そして上訴を受けた人物あるいはその代理人の前で法廷に現れることの保証として十分な担保を確保したうえで、破門された者を〔破門から〕解除すべきである。厳格なる教会法の懲罰を避けたいならば、邪な意図によって他の者の不利益のために過失だと偽ることのないように十分注意を払うことで、このように前述の刑罰に服することはないだろう。（窪信一）

48 〔破門の警告を受けた者による〕上訴と〔裁判官〕忌避

適切な警告が先行して発せられたのでなければ、何人も誰かに対して破門の判決を公布しないように、特別の禁令によって対策が講じられたので、万が一警告を受けた者が、忌避や上訴という遅延行為による妨害で、警告した者の審理を拒否しうることがないように対策を講じることを我々は望み、もし〔破門の警告を受けた者が、〕裁判官が疑わしいと申し立てるならば、同人〔＝疑わしい裁判官〕の面前で正当な嫌疑の原因を特定すべきことを、我々は定める。そしてその者〔＝破門の警告を受けた者〕は相手方とともに、あるいはもし万が一相手方がいない場合、〔被告が忌避した〕裁判官とともに、一致して仲裁人たちを選ぶか、あるいはもし〔仲裁人に関して〕合意できない場合は嫌疑の原因について調査すべき者を、害意を持たずにその者が一人、相手方がもう一人を選ぶべきである。そしてもし彼ら〔＝調査人〕が一致した判決に同意できないときには、三

人目を召喚し、彼ら〔三人〕のうちの二人が決定したことが効力を得るようにすべきである。そして彼らは、従順の美德のうちに、神の裁きへの懇願のもとに、我々によって厳しく課せられた命令によって、そのことを誠実に遂行するように義務付けられていることを知るべきである。しかし嫌疑の正当な原因が彼らの面前で、適切な期間内で証明されなければ、裁判官は自身の裁治権を行使すべきである。反対にその原因が正当に証明されれば、忌避者の同意によって忌避された者〔＝裁判官〕はふさわしい人物に訴訟を委任するか、あるいは訴訟がしかるべく継続されるように上位の者に移送すべきである。続いて警告された者が上訴による妨害に訴えたとしても、もし彼の過ちが事物による証明もしくは本人の自白または何らかの適法な方法によって明らかであるならば、上訴という救済策は、不正を擁護するためではなく、無辜の保護のために定められているのであるから、この種の訴えに許容されるべきではない。同様に過ちへの疑いが存在する場合も、上訴する者が無意味な上訴に逃げることで、裁判官の手続を妨げないように、彼〔＝裁判官〕の面前で、上訴の証明可能な原因、すなわちもし適法であると証明されたのであれば、斟酌されるべきであるような原因を明らかにすべきである。そして次に彼〔＝被告〕に相手方がいるのであれば、〔両当事者の〕所在地間の距離、時節の状態、訴訟の性格に応じて同じ裁判官によって調節されるべき期限内に、〔被告は〕認められた上訴を遂行すべきである。しかしもし彼が遂行しようとしなければ、それ以後その同じ裁判官が上訴に妨げられることなく、〔訴訟を〕進めるべきである。しかし裁判官が自らの職権によって訴訟を起こしたために、相手方がいない場合は、上訴の原因が上位の者の面前で認められてから、上位の者が自身の裁判職権を行使すべきである。しかしもし上訴した者がその〔原因の〕証明に失敗したならば、彼が害意から上訴したと認定した者〔＝同じ裁判官〕のもとに差し戻されるべきである。しかし我々は前述のこれら二つの法令の適用範囲が、律修聖職者に彼らの特別な戒律に反して拡大されることを望まない。（内川勇太）

49 不正に破門を行う者への罰について

神の裁きの威嚇のもと、我々は、貪欲のためにある者を破門の鎖で縛ったり、あるいは縛られた者を解いたりすることを、とりわけ破門された者が解かれる際に慣習的に罰金をもって処罰される地域において、何人もあえてなさぬよう断固として禁じる。破門の宣告が不当であることが明らかになった場合、破門した者はこのようにして強奪した金を弁償することを教会罰を通して強制され、また、容認されうる程度の誤りに陥ったのでない限り、被害者に同額を支払うべきことを我々は定める。また、万が一支払うことができなかつたならば、彼は他の懲罰に処されるべきことを定める。（佐野大起）

50 限定される婚姻禁止について

もし時代の多様性に応じて人間に関する規定がときに変更されるときも、特に差し迫った必要あるいは明白な有用性がそれを求める場合には、その変更は非難すべきであると判断されてはならない。なぜなら、神自らも、旧約において定めた事柄のうち、少なからぬ点を新約において変更したのであるから。それゆえ、少なくとも第二親等およ

び第三親等の姻族集団において婚姻関係を結ぶことに関する禁止、そして二回目の婚姻から生まれた卑属と最初の夫の同族関係にある者との婚姻に関する禁止は、しばしば困難を招き、ときに魂の危険を引き起こすので、禁止を廃止してその効力が無効になるために、我々はこのことに関して布告された法令を聖なる〔公〕会議の承認に基づいて取り消し、このように婚姻を結ぼうとする者たちが、今後自由に結ばれるようこの法令をもって命じる。同じく婚姻関係に関する禁止は、今後、第四親等の血族と姻族を超えるべきではない。なぜなら、それより遠い親等に関してはもはやこのような禁止は重大な損失なしに一般的に遵守されることはできないからである。確かに四という数は、使徒が「夫は自身の肉体の権限を持たず、妻が持っており、妻も自身の肉体の権限を持たず、夫が持つ」（I コリント 7:4）と述べるころの肉体の結びつきに関わる禁止とよく一致する。なぜなら、四つの要素からなる肉体には体液が四種類存在するからである。したがって、婚姻の結びつきに関する禁止は、すでに第四親等までに限られているので、このことに関して以前に布告された規定、あるいは他の者たちや我々によって布告された規定が障害となることなく、その禁止が永遠であることを我々は欲する。それはもしある者がこの種の禁止に反してあえて婚姻を結ぼうとするならば、いかなる年数の長さによっても擁護されることのないようにするためである。というのも、時間の持続性は罪を減じることなくむしろ増加させ、また罪過は拘束された不幸な魂をより長い期間留め置いた分だけ重くなるからである。（紺谷由紀）

51 秘密の婚姻を結ぶ者の罰について

最も遠い三つの親等〔＝第五親等から第七親等まで〕の婚姻関係の制限は取り消されたので、我々はそれが他の親等において厳格に維持されることを欲する。我々の先人たちの足跡に従い、我々は秘密の婚姻を完全に斥け、さらにいかなる聖職者もそのようなことに関わろうとすることを禁じる。それゆえにある地域の特定の慣習を他の地域に一般に広げ、我々は以下のように規定する。すなわち婚姻が結ばれたときには、その間に〔申立てを〕望む者やできる者が、適法な障害を申し立てるよう、適切な期限があらかじめ定められたうえで、教会において司祭を通じて〔婚姻が〕公に示されるべきである。さらにそれでもなお、司祭自身も何らかの障害が立ちほだかるのか否かを調査すべきである。他方、婚姻を結ぶことに対して不利なもっともらしい推測が生じた場合、契約の履行は、それについてなされるべきことが明白な証拠によって定まるまで断固として差し止められるべきである。しかしもし何者かが、たとえ知らずにであったにせよ、この種の秘密の婚姻、あるいは禁じられた親等内の禁じられた婚姻に入ることを企てるなら、そのような婚姻から生まれた卑属は、完全に不適法な存在としてみなされ、両親の無知ゆえに何の支援も得ることはない。というのも、そのような婚姻を結ぶことについて、彼ら〔＝両親〕は、知識を欠いてはいない者、あるいは少なくとも無知のふりをしている者として、みなされるからである。また、もし両親が適法な障害を知っていながら、あらゆる禁止に反して教会の前で婚姻を結ぼうとするなら、同じようにその間の卑属は不適法な存在としてみなされるべきである。とはいえ、このような婚姻を禁止することを軽視する小教区司祭、あるいはそのような婚姻に関わろうとする他のいかなる律

修聖職者も三年間、職務を停止されるべきであり、もし罪の性質が要求するならば、より重く罰せられるべきである。さらにそのようにして結ばれようとする者たちに対して、たとえ許可された親等においても相応の贖罪が科されるべきである。他方でもし何者かが適法な婚姻を妨害するために、悪意をもって障害をもたらすならば、その者は教会法上の報いを逃れるべきではない。（紺谷由紀）

52 婚姻に関わる事案においては伝聞証拠が排除されるべきことについて

かつて、伝聞証拠は血族や姻族の程度〔＝親等〕の計算について証拠能力を有すべきだと、やむを得ないある事情により、通常形式に反して定められていた。なぜなら人間の生が短いせいで、目撃証人は第七の親等に至るまで数えることで証言することはできないからである。しかしそれでも、我々は幾多の事例と確かな経験に基づいて、このこと〔＝伝聞証拠を認めたこと〕から適法な婚姻に対する多くの危険が生じたことを識るに至ったので、いまや〔婚姻の〕禁止は第四の親等を超えないのであるから〔＝目撃証人による証言が可能であるようになったのだから〕、以下のような重々しい〔＝尊敬に値する〕人々が存在しない限りは、伝聞証人が今後この件について許容されることのないよう定める。すなわち、彼らに信頼が正当に与えられるべきであるような、また訴訟が提起される前に、自らの父祖たちから、それもたった一人からではなく——仮に存命だとしても一人だけでは不十分なので——少なくとも二人から、さらに不評のある人物や嫌疑ある人物からではなく、信頼に値する人物とあらゆる抗弁に勝る人物から証言〔内容〕を識るに至ったような人々が存在しない限りは、というのも、先祖たちが排除されるような者たちが〔証人として〕認められるのはまさしく馬鹿げたことだとみなされているのだから。また、たとえ一人が複数人から証言〔内容〕を引き継いだり、または不評のある人々が善き評判を伴った人々から証言〔内容〕を引き継いだりしたとしても、〔彼らは〕複数の証人や適格な証人であるかのように、認められるべきではない。なぜなら、通常裁判秩序に従えば、一人の証人による言明だけでは〔その証人が〕卓越した威信で輝いているとしても不十分なのであり、また適法な諸行為は不評のある者たちには禁止されたのだから。さらに、この種の証人たちは、その事案で証明をなすために嫌悪もしくは愛情、恐れもしくは利得に基づいて行うつもりはないことを、自身の宣誓によって保証したうえで、人々を名前の明示によって、または十分な説明もしくは遠回しな表現によって指示すべきであり、明確な計算によって両方〔＝両当事者〕の側についてひとつひとつの親等を峻別すべきであり、自身の宣誓においても、自分は自らの父祖たちから〔彼らの〕証言〔内容〕を引き継いだのであり、そして〔事実関係が〕そのようであることを信じるというように〔宣誓の文句を〕結ぶべきである。しかし、前述の親等の少なくとも一つに属する人々〔＝訴訟当事者である不適法な夫婦〕が互いに血縁を有していると認識していたということを宣誓者が証言しない限り、そのような宣誓〔だけ〕では十分ではない。というのも、適法に結ばれた者たちを主の掟に反して離別させるよりも、人の掟に反して関係を持った者たちを放置するほうが、いっそう甘受できるのだから。（高橋優）

53 十分の一税のごまかしのため、耕作のために自分の地所を他人に与える者たちについて

ある地域には、キリスト教徒として認められているにもかかわらず、自分たちのならわしに従い慣習的に十分の一税を支払っていない、ある雑多な人々がいる。少なからぬ土地所有者は十分の一税について教会を欺き、それによってより多くの収入を得るために、耕作のためにそれら〔の地所〕をこの者たちに割り当てている。それゆえこのような事に関して教会の損害のないよう配慮することを望む我々は、以下のように定める。すなわち、その所有者たちはそのような人々にそのように耕作のために彼らの地所を委ねる場合であっても、異議を唱えず、欠けることなく教会に十分の一税を支払うべきである。そしてもし必要な場合には、教会罰を通してそれを強いられるべきである。なぜなら神の法または〔その〕土地の認められた慣習により義務があるところのものである十分の一税は、必然的に支払われるべきであるから。（森本光）

54 十分の一税は租税の前に支払われるべきである

種がそれを蒔く者に何を報いるのかということは、人の力の及ぶ範疇にはない。なぜなら、使徒の言葉に従えば、「重要な者は植える者でも水を注ぐ者でもなく、成長させる者すなわち神なのである」から（I コリント 3:7）。それにもかかわらず、死んだ種からきわめて多くの実りをもたらす彼自身〔＝神〕を、ある者たちはあまりに貪欲に十分の一税について欺くことを試み、ときとして十分の一税を課されずに見過ごされている小作料や租税を収穫から最初に差し引いている。しかし主は、普遍的支配の印のために、いわばある種の特別な権利により、十分の一税を自身に留保したのであるから、教会の損失と魂の危険を防ぐことを望む我々は、以下のように定める。すなわち、普遍的支配の優先のために、十分の一税の支払いは租税と小作料の徴収に先行すべきである。あるいは少なくとも、十分の一税が課されていない租税と小作料がその手に渡ったところの者たちは、物はその重さとともに移動するため、法によって彼らが義務を負うところの教会にそれら〔＝十分の一税が課されていない租税と小作料〕の十分の一税を支払うことを、教会罰を通して強制されるべきである。（森本光）

55a 手に入れられる土地から、特権によって妨げられることなく、十分の一税は支払われるべきである

最近シトー会の修道院長たちは、我々の勧告に従い、深謀遠慮から以下のように定めた。すなわち、今後はその修道会の兄弟たちは、もし万が一新たに修道院を築くためであれば、そこから十分の一税が教会のために課されるところの不動産を購入すべきではない。そして、そのような不動産が信徒たちの敬虔な献身によって彼らに譲渡された場合、もしくは新たに修道院を建てるために購入された場合、彼ら〔＝シトー会士〕の特権によりこれ以上教会が圧迫されないよう、他の者たちに耕作のために〔それらを〕委ね、その者たちによって教会に十分の一税が支払われるべきである。他人の土地および今後手に入れられる土地からは、〔シトー会士が〕それらを自身の手ないし出費によって耕した場合であれ、以前に〔その〕地所に関して〔十分の一税が〕支払われていた教

会に対し、その教会と〔以前と〕異なる条件で合意に至った場合を除き、十分の一税を支払うべきである。それゆえ我々はこのような規定を歓迎し、また有効であると認め、同様の特権を享受している他の律修聖職者たちにこれが広げられることを望み、以下のように命じる。すなわち、教会の高位聖職者たちは、彼ら〔＝律修聖職者〕に対し、彼ら〔＝高位聖職者〕を害する者たちに関する正義の充実をもたらすことに、より積極的かつより実効的になるべきである。そして彼ら〔＝律修聖職者〕の特権をより入念かつより完全に監視するよう努めるべきである。（森本光）

55b 手に入れられる土地から、特権によって妨げられることなく、十分の一税は支払われるべきである

最近修道院総会に集められたシトー会の修道院長たちは、我々の勧告に従い、深謀遠慮から以下のように定めた。すなわち、今後はその修道会の兄弟たちは、もし万が一新たに修道院を築くためでなければ、そこから十分の一税が教会のために課されるところの不動産を購入すべきではない。そして、そのような不動産が信徒たちの敬虔な献身によって彼らに譲渡された場合、もしくは新たに修道院を建てるために購入された場合、彼ら〔＝シトー会士〕の特権によりこれ以上教会が圧迫されないよう、他の者たちに耕作のために〔それらを〕委ね、その者たちによって教会に十分の一税が支払われるべきである。我々は以下のように定める。すなわち、他人の土地および今後手に入れられる土地からは、〔シトー会士が〕それらを自身の手ないし出費によって耕した場合であれ、以前に〔その〕地所に関して〔十分の一税が〕支払われていた教会に、その教会と〔以前と〕異なる条件で合意に至った場合を除き、十分の一税を支払うべきである。そして我々は同様の特権を享受している他の律修聖職者たちにこれが広げられることを望み、以下のように命じる。すなわち、教会の高位聖職者たちは、彼ら〔＝律修聖職者〕に対し、彼ら〔＝高位聖職者〕を害する者たちに関する正義の充実をもたらすことに、より積極的かつより実効的になるべきである。そして彼ら〔＝律修聖職者〕の特権をより入念かつより完全に監視するよう努めるべきである。（森本光）

56 小教区司祭は何者かの取決めのために十分の一税を放棄すべきではない

我々が聞き及んだように、非常に多くの律修聖職者と在俗聖職者がときとして、家を賃貸する際や封を授ける際に、小教区教会の不利益となるように、賃借人と封臣は彼らに十分の一税を支払い、彼らのところに埋葬地を選ぶようにという取決めを付け加えている。しかしそれは貪欲という根から生じるため、我々はこの種の取決めを完全に排除し、以下のように定める。すなわち、この取決めによって取得されたものは何であれ、小教区教会に返還されるべきである。（森本光）

57 特権状の文言の解釈について

ある聖職者らに対してローマ教会が認めた特権が、損なわれぬままであり続けるために、それらの中のある事柄が明らかにされるべきであると我々は判断した。これは、それらの不十分な理解が、〔特権の〕撤回の正当な理由になりうる濫用へと〔彼らを〕陥

ることがないようにするためであるが、というのは、自らに与えられた特権を濫用する者は、特権の喪失に値するからである。確かに、使徒座は以下のことをある律修聖職者らに認めた。すなわち、彼らの信心会の成員である故人についての教会埋葬は、たとえその者の属する教会が万が一聖務を禁止されていたとしても、その者が破門もしくは名指しで禁止されているということがない限り拒否されてはならず、そのうえ彼らは、教会の高位聖職者らが自らの教会での埋葬を許可しなかった兄弟らを、その者が破門もしくは名指しで禁止されているということがない限り、その埋葬のために自らの教会へ運んでよいというものである。しかし、我々はこれを次のような兄弟たちについてのことでありと理解している。すなわちその兄弟とは、生前に俗衣を替えて彼ら〔＝律修聖職者〕の修道会に身を捧げたか、または存命中はその用益権が保持されるという形で自らの財産を生前に彼らに譲渡した者たちであり、このような者たち〔こそ〕が、それでもなお〔自らが〕埋葬されることを選んだ、これらの律修聖職者や他の者たちの禁じられていない教会で埋葬されるのである。これは、もしも〔この特権が〕彼らの信心会のいかなる成員についても理解されてしまった場合に、彼らが年に納める二、三枚のデナリウス貨のために教会規律が一斉に綻び、その価値を失うこととなってしまわぬようにするためである。しかしながらこのような者たちも、使徒座から与えられた特定の免除については、これを得てよいこととする。さらに、このような律修聖職者らには以下のことも認められた。すなわち、もしも兄弟愛の受け入れのため、または集金のために彼らによって派遣された兄弟のうちの誰かが、都市、城塞、あるいは村落に来た場合、万が一その場所が聖務を禁止されているならば、彼らの喜ばしき訪れにあたって年に一度諸教会が開かれ、破門を受けた者たちが締め出された後に、そこで聖務が執行されてもよいというものである。我々はこれが次のように理解されるよう欲する。すなわち、同じ都市、城塞ないし村落において、ただ一つの教会のみが、同じ修道会の兄弟らに対し、先述のごとく年に一度開かれうると。なぜならば、彼らの喜ばしき訪れにあたって諸教会が開かれうると複数形で述べられているが、これは適切に理解すれば、同じ場所の諸教会に個別に〔言及するもの〕ではなく、先述の場所の諸教会に集合的に言及するものだからである。これは、もしも彼らがこのようにして同地の個々の諸教会を訪れた場合に、〔聖務〕禁止の判決が甚だしく軽蔑されることとなってしまわぬようにするためである。それでも前述の宣言に反し、あえて何か〔の特権〕を不正に行行使する者は、厳重なる懲罰に処されることとなる。（佐野大起）

58 司教らの利益に寄与する特許状の文言の解釈について

ある修道士たちに与えられたものを、司教職の利益のために司教たちへと拡張適用すべく、我々は以下のことを認める。すなわち、その地が全般的な〔聖務〕禁止のもとにあったときには、破門されている者と禁止されている者が締め出された後、門を閉ざし、声量を抑えたうえで、鐘を鳴らさずに時折聖務を執り行ってもよいこととする。ただし、このことが彼らに対して明示的に禁止されていない場合に限る。しかしながら、我々がこのことを認めるのは、以下のような者たちに対してである。すなわち、禁止に何らか

の理由を与えてもいなければ、また何らかの詐欺を働いてこのような利益を不当な損失へと害してもいない者たちである。（佐野大起）

59 いかなる修道士も修道院長や修道院の許可なしに証人となるべきではないこと

我々は、ある修道士たちに対して使徒座から禁じられたことが、すべて〔の修道士〕に拡張適用されることを望みかつ命じる。すなわち、その者が彼の修道院長や修道士集会の過半数の許可なしに、ある者のために証人となったり、一般的な見込みにより定められた額を超えてある者から金を借りたりすべきではない。さもなければ、万が一修道院自体の利益における増大が明らかに定まった場合を除いて、修道士集団はこうしたことのためにいくらかでも応じる義務はない。そしてこの規定にあえて反する者は、より重い懲罰に服すべきである。（柴田隆功）

60 修道院長は司教の職務を侵害しないこと

司教たちの不満が世界の様々なところから我々のところに届き、自身の職分に満足せず、司教の權威に属するものに手を伸ばす修道院長たちの、深刻で目に余る過ちを我々は知った。すなわち彼らは婚姻に関する訴訟を審査し、公的贖罪を命じ、贖宥状を与え、その他同様の行為をおこがましくも行い、このことからときに司教の權威が多くの方の間で無価値になるという事態が起きている。それゆえそれらの事柄に関して司教の權威と修道院長の安寧に配慮することを望み、万が一彼らの中の何者かがこうした事柄に関して特免あるいは他の適法な原因によって自衛することができるのであれば、もし自らの危険を避けようと欲するならば、彼らのうちの誰であれそのようなものに手を伸ばそうとすることを、我々はこの教令によって固く禁じる。（内川勇太）

61 修道士は十分の一税を俗人の手から受け取るべきではない

〔第三〕ラテラノ〔公〕会議において、以下のことが禁じられていたことが認められている。すなわち、修道士は誰であれ、司教の同意なく俗人の手から教会または十分の一税を受け取ろうとしてはならず、また破門された者や名指して聖務を禁止された者を決して礼拝に受け入れてはならない。さらに我々はそれをより強く禁じ、違反者たちがふさわしい懲罰を科されるよう取り計らい、加えて以下のように定める。すなわち、同〔公〕会議の規定に従い、〔修道士たちは〕自身に完全な権利において帰属していない教会に関して、民衆の司牧について司教に応答するために、任命される司祭たちを司教の許に連れて行くべきである。また、世俗の物事のためにふさわしい分別を自分たちの間で証明すべきである。また、任命された者を司教に相談せずに罷免すべきではない。当然ながら我々は以下のように付け加える。すなわち、行状によって高名となっている者か、高位聖職者による信じるに値する証明によって推薦される者を〔司教の許に〕連れて行くよう取り計らうべきである。（森本光）

62 聖人らの聖遺物は聖遺物匣の外で展示されるべきでなく、新たなもの〔＝聖遺物〕はローマ教会〔の承認〕なしに崇敬に供されるべきではない

ある者が聖人らの聖遺物を売り物として晒し、それらを至るところに展示することから、キリスト教徒の敬虔はしばしば貶められるので、我々は、将来も本教令によって古代の聖遺物が今後決して聖遺物匣から外に展示され売り物として晒されるべきではないと定める。一方で、それらが以前にローマ司教の權威によって承認されていた場合を除き、何人も新たに発見されたもの〔＝聖遺物〕を公にあえて崇敬してはならない。他方で、高位聖職者は、多くの場所で利益のために慣習的になされているように、彼らの教会へ崇敬にやってきた者たちが空虚な作り話や偽りの証明書に騙されてしまうことを今後許してはならない。また、施物管理人のうちのある者は自ら他の人々を騙すために彼らの説教において多くの誤用を述べるが、我々は彼らが使徒〔座〕や教区司教の真正な書簡を提示しなければ、彼らが受け入れられることを禁じる。そしてそのときその書簡に含まれていることを超えて民衆に述べることは決して許されるべきではない。一方で、それ〔＝形式〕に従って教区司教が自身の書簡を正すために、一般的に使徒座がそのような者たち〔＝施物管理人〕に承諾している形式は写されるべきであると我々は考える。ゆえにそれは以下の通りである。「使徒が言うように『我々は皆、キリストの審判の座の前に立ち』（ローマ 14:10）、肉体において『善であれ悪であれまさしくなしたことに応じて』（II コリント 5:10）〔報いを〕受け取るであろうから、確かな希望と信心を保ちつつ、我々は最後の収穫の日を慈悲の行いによって先慮し、永遠を見すえて、主が帰るときに増えた果実とともに天上で我々が再び集めなければならない種を大地にまく必要がある。なぜなら『物惜しみして少なく種を蒔く者は少なく収穫し、豊かに蒔く者は、豊かに永遠の生を収穫する』（II コリント 9:6）からである。それゆえ、兄弟たちとそのような救護院に集まる貧者たちの扶養のためには、それ自体の財力では十分でないので、神によってあなた方に集められた財産から、あなた方が敬虔な施物と彼らへの喜ばしき愛の援助を抛出するよう、あなた方全員に主において我々は訓告し勸奨し、そして罪の赦しのためにあなた方に課す。その結果、あなた方の援助によってその者ら〔＝貧者〕の困窮が助けられ、そしてあなた方は、このことと、神が息吹を吹き込むことでああなた方がなした他の善いことによって永遠の歓喜に至ることができるだろう」。他方で、施物を求めることのために派遣される者たちは、節度があり慎重たるべきで、宿屋や他のふさわしくない場所に滞在すべきではなく、かつ、敬虔という偽りの衣を身にまとわないようよくよく用心しながら、無用もしくは無駄な出費をすべきではない。加えて、教会のある高位聖職者らが恐れずにする軽率で過剰な贖宥によって、教会の鍵も軽視され贖罪による償いも力を失っているため、我々は以下のことを定める。すなわち、バシリカが奉獻されるときは、一人〔の司教〕だけによってであれ、複数の司教によって奉獻されるのであれ、一年を超えて贖宥が延ばされるべきではない。かつさらに奉獻の周年記念のときには、課された償いから許された赦免は四十日を超えるべきではない。そしてまた、権力の充溢を持つローマ司教が、そうしたことにおけるこの制限を常に遵守しているため、何らかの出来事のためにしばしば許与される贖宥状を、この日数を下回って規制するよう我々は命じる。（柴田隆功）

63 シモニアについて

我々が確かに知ったように、非常に多くの場所で、非常に多くのいわば神殿の鳩売り（参照、マタイ 21:12、マルコ 11:15、ヨハネ 2:14）のごとき者たちにより、司教らの叙階のため、司祭らの祝別のため、および聖職者らの叙品のために、醜く邪悪な取立てや強奪がなされている。また、誰それにいくらが贈られるべきか、あるいは他の誰それによっていくらが支払われるべきかといったことが査定され、ある者たちは長きにわたり遵守されてきた慣習を通じてこのような醜く邪悪な行いを守ろうと努め、ますます多くの天罰を蓄積している。ゆえに我々は、これほどの重大な悪弊を撲滅することを望み、以下のように定めることで、むしろ贈収賄と言うべきこのような慣習を徹底的に排除する。すなわち、何人も、いかなる口実によっても、これら〔＝聖職〕を授けることのため、または授けられたこれらのために、取立てや強奪をあえてなすことのなきように。さもなければ、このように完全に有罪とされた賄賂を受け取る者も贈る者も、ゲハジ（参照、列王下 5:20-27）やシモン（参照、使徒 8:9-24）とともに断罪されるべきこととする。（佐野大起）

64 修道士と修道女に関するシモニアについて

シモニアという汚れが大部分の修道女らに染みわたっており、貧困を口実にして賄賂なしにはほとんど何人をも修道女の中に受け入れず、このような悪行を覆い隠そうと望んでいるほどである。したがって我々は、以下のように定めることで、以後このことがなされることを断固として禁じる。すなわち、以後このような不正を犯した者は、受け入れる者も受け入れられる者も、下位の者であれ上位の者であれ、何人もその修道院から復帰の望みなしに追放され、永遠に贖罪を果たすべく、より厳格な規則の場所に押し入れられるべきこととする。他方、この〔公〕会議の規定より前にこのようにして受け入れられた者たちについては、以下のように配慮されるべきと我々は判断した。すなわち、彼女らは自らが不正な方式で入った修道院から退去させられ、同じ修道会の別のところ〔＝修道院〕に置かれるべきこと。しかし万が一、人数の過多ゆえに適切に他所に置かれることができなかつた場合には、彼女らが不埒にも世の中を彷徨うことがないよう、特例として、以前の地位が変えられてより下位の地位が割り当てられた後に、あらためて同じ修道院に受け入れられるべきこととする。さらに、このことが修道士や他の律修聖職者らについても遵守されるべきことを我々は定める。ただし、彼らが愚鈍さや無知を理由として申し開きをすることができぬよう、我々は、教区司教らがこのことを年ごとに司教区全域に公表すべきことを命じる。（佐野大起）

65 金銭の不法な強要に関するシモニアについて

我々はある司教たちについて、〔小教区〕教会の主任司祭が死去した際に、それらの教会を聖務禁止に処し、一定額の金銭が彼らに支払われるまで、何人もそこに任命されることを許さないということを知り及んだ。さらに、騎士や聖職者が修道院に入ろうとする場合、もしくはその者が修道士たちの間に埋葬されることを望む場合、たとえその修道院に何も遺贈しなかつたとしても、〔司教たちは〕何らかの貢物をその手にするまで

〔修道院に〕困難と悪意を与えるということがある。それゆえ、使徒によれば、悪だけではなく、あらゆる種類の悪からも遠ざかるべきなので（参照、Iテサロニケ 5:22）、我々はこのような取立ては完全に禁止する。誰か違反者がいたならば、その者は取り立てた額の二倍を返還し、〔それらの取立ては〕損失を被った場所の利益になるように誠実に用いられるべきである。（関沼耕平）

66 聖職者の貪欲に関するシモニアについて

ある聖職者たちが、死者の葬儀や結婚する者たちの祝福およびその類のこのために金銭を要求し、強要していることが、頻繁な報告により使徒の聞き及ぶところとなっている。また万が一彼らの貪欲が満たされなかったなら、彼らは欺きをもって偽りの障害を置く。反対に、ある俗人たちは、異端という悪のパン種ゆえに、教会法に則った敬虔さを口実として、信徒らの敬虔なる信心によって聖なる教会に導入された称賛すべき慣習を侵害しようとしている。それゆえ我々は、この件に関する不正な取立てがなされることを禁じ、敬虔な慣習が遵守されるよう命じる。また我々は、教会における秘蹟は自由に授与されるが、真実が知られれば、称賛すべき慣習を悪意に基づいて変えようとする者はその地の司教により制約を受けると決定する。（関沼耕平）

67 ユダヤ人の利息について

キリスト教が利息の徴収を制限されればされるほど、これに関するユダヤ人の背信はいっそう度を増し、彼らが短期間でキリスト教徒の富を貪り尽くすほどである。それゆえ我々は、これに関し、ユダヤ人から残酷に重圧をかけられないようキリスト教徒に配慮しようと欲し、〔この公〕会議の教令によって、もしユダヤ人が今後何らかの口実によりキリスト教徒から重く節度ない利息を取り立てるなら、節度ない重荷について適切に償うまでは、彼らはキリスト教徒との接触から排除されるべきであると定める。それゆえキリスト教徒は、必要があれば教会罰によって、上訴の余地なく、彼らとの商取引を控えるよう強制されるべきである。さらに我々は君主らに、このことのためにキリスト教徒に敵対的にならず、むしろユダヤ人がそれほどの重荷をかけないよう努めるべく命じる。我々は、家屋や他の占有地が何らかの権原によりユダヤ人に移転する前に、〔教会が〕それについてキリスト教徒から受け取るならわしとなっていた、しかるべき十分の一税や献納について、ユダヤ人は教会に償いをなすよう強いらられるべきであると、同じ罰のもとに定める。それは、かようにして教会が無傷で保たれるためである。（藤崎衛）

68 ユダヤ人〔やサラセン人〕は衣服においてキリスト教徒から区別されるべきこと

いくつかの管区では衣服の違いがユダヤ人やサラセン人をキリスト教徒から区別しているが、他〔の管区〕では全く区別がつかなくなるほどに何らかの混乱が増大してしまった。そのため誤って、キリスト教徒がユダヤ人やサラセン人の女性と混じり合い、またユダヤ人やサラセン人がキリスト教徒の女性と混じり合ってしまうことがある。それゆえ、このように断罪されるべき混合という過ちがこの種の誤りの覆いを通してこれ以上口実を拡散させないように、我々は、いずれの性別であれそのような者たちが、キリ

スト教の全管区において、またあらゆるときに、その者たちの衣服の種類によって他の人びとから公然と区別されるよう命じる。なぜなら、このこと自体はモーセを通しても彼らに課せられたことであると読み取れるからである（参照、レビ 19:19; 申命 22:5, 11）。さらに彼らは悲嘆の日や主の受難の日に公の場に現れるべきではない。というのも、我々が聞き及んだように、彼らのうちのある者たちはこれらの日に、恥ずかしげもなく殊更に着飾って出て来、至聖なる受難の記憶を示して悲嘆のしるしを提示するキリスト教徒を嘲ることを恐れないからである。しかし我々は、彼らがいくらかでも贖い主への誹謗を試みないよう、最大限の厳格さをもって禁じる。また我々は、我々の恥ずべき行いを消し去った方への侮辱を見過ごしてはならないのであるから、このような思い上がった者たちが我々のために磔にされた方をあえていくらかでも冒瀆することのないように、世俗の諸君主によりしかるべき罰が科されることをもって制限されるよう命じる。（藤崎衛）

69 ユダヤ人は公職に就けられるべきではないこと

キリストを冒瀆する者がキリスト教徒の間で権力を行使することはあまりに不調和であるから、我々はこの件について〔第三〕トレド〔教会〕会議が配慮に基づいて定めたことを、違反者たちの厚かましさに鑑みてこの全般的会議において更新し、ユダヤ人が公職に就けられることを禁じる。なぜなら彼らは、そのような口実のもとキリスト教徒に対してきわめて敵対的だからである。しかしながら、もし何者かが彼らにそのような職を委ねるなら、その者は、警告が発されたうえで、我々が毎年開かれるよう命じる管区会議によって、相応の罰をもって阻止されるように。一方、そのような役人には、そのように受け取った職務ゆえにキリスト教徒たちから得られたあらゆるものが教区司教の配慮に従って貧しきキリスト教徒のために転換されるまで、商取引その他におけるキリスト教徒たちとの交わりは拒まれ、また〔その者が〕不遜にも引き受けた職務を恥じらいを伴って放棄すべきこと。我々は同じことを異教徒たちにも拡張適用する。（藤崎衛）

70 ユダヤ人の中の〔正統的〕信仰への改宗者はユダヤ人の古い儀式を保持してはならない

我々が聞き及んだように、聖なる洗礼の水のもとに自ら進んで近づいてきた者の中には、より完全に新しき人を着るために古き人をすべて脱ぎ捨てる（参照、コロサイ 3:9）ということをしていない者がいる。というのは、かつての儀式の名残を保持することで、キリスト教の優雅さをそのような混淆により混乱させるからである。しかし二つの道から土地に入る人は呪われ（参照、ウルガータ聖書、シラ 2:14; 3:28）、また亜麻と毛で織り合わされた衣服が身に着けられてはならない（参照、申命 22:11）のであるから、そのような者たちは教会の高位聖職者により、古き儀式の遵守を徹底的に制限されるべきであると我々は定める。それは、自由意志の判断によってキリスト教に身を捧げた者が、健全な強制が必要とするところに基づいてその〔＝キリスト教の〕遵守に留まるためである。というのも、主の道を知らないほうが、知ってから後戻りするよりは悪くないのであるから（参照、Ⅱペトロ 2:21）。（藤崎衛）

71 聖地回復のための遠征

我々は不信心なる者たちの手から聖地を解放しようとする熱望を支持し、時勢と地勢とを十分に熟知した賢明なる者たちの助言に従って聖なる〔公〕会議が承認するところにおいて以下のように定める。すなわち、十字の印を身につけた者たちの中で海路を渡る手はずを整えている者たちは、翌々年の六月の第一日にシチリア王国内に集まるように準備すべきである。もし必要であり、好都合ならば、他の者たちはプリンディジに、また他の者たちはメッシーナや双方に隣接する場所に集まるべきである。その際に、キリスト教徒の軍隊が我々の助言と援助によって健全に組織され、神と使徒の祝福とともに出立するように、我々もまた、主の同意を得て、その地に直々に向かうように手はずを整えた。同様に陸路を通して出立すると決めた者たちは、同期日に合わせて準備するよう努めるべきである。その者たちに助言と援助のために適切な使節を我々の側から遣わすために、その間にこのことを我々に知らせるべきである。一方で、キリスト教徒の軍隊に加わろうとする司祭たちと他の聖職者たちは、高位の者も下位の者も、祈禱と督励に勤勉に専心し、従軍者に対して、神への畏れと愛とを常に眼前に持って何人も神の尊厳を傷つけることを述べても行ってもならないと、言葉と模範の両方により教えるべきである。また、従軍者は、いつか罪に陥った際には、真の悔悛を通じて速やかに復帰すべきである。すなわち、心と身体の謙讓を備え、食事と衣服には節度を保ち、あらゆる不和と対立を避け、恨みと妬みを自身の内より取り除くことで、その結果として霊的または物質的な武具によって守護され、自身の能力を恃むのではなく、神の力を信頼して信仰の敵に対してより恐れることなく戦うべきである。他方で我々は、その聖職者たちに、彼らが教会に留まっているかのごとく、自身の聖職禄を三年間にわたってすべて受け取り、また必要であれば、同期間にわたってそれらを担保にすることができるということを認める。それゆえ、この聖なる目的が妨害され、または遅延されることがないように、我々は教会のすべての高位聖職者に以下のように厳命する。すなわち、各人は、自らの管轄区域一帯で、十字の印を棄てた者たちに対し、それを再び手に取るように、そして、十字の印を身に付けた他の者たちやまだ身に付けるかもしれない者たちと同様、彼ら〔＝十字を棄てた者〕に対し、主に自らの誓約を果たすように、入念に忠告し指導すべきである。また必要であれば、個人に対する破門とその土地への聖務の禁止判決によって、いかなる躊躇もやむべきである。ただし、使徒座の深謀遠慮に従って、その宣誓を正当に変更または延期しなければならない妨害が発生している者に限っては例外とする。これらに関して、何もイエス・キリストの事業に結びつくものから除外されないように、我々は以下のことを欲し、また命じる。すなわち、総大司教、大司教、司教、修道院長とその他の司牧を担う者たちは自らに委ねられた者たちに熱心に十字を説くこと。また、父と子と聖霊、唯一にして真実の永遠たる神を通じて、王、公、侯、辺境伯、伯とバロン、その他の有力者、さらに市や村、町の共同体に対して、自ら聖地の救援に向かわない者たちは、自身の財力に応じて、三年間の必要な支出とともに適切な数の戦士を、その罪の赦免において拠出するよう懇願すること。これは既に全体への書簡において表明されたものであり、またより確かな保証のためにやがてあらためて表明されるであろう。この赦免を、このために自身の船舶を提供する者だけでなく、この勤めのた

めに船舶を造ろうと望む者にも分け与えることを我々は欲する。しかし、〔参加を〕拒む者たちに対しては、万が一その者たちがそれほど我らの主なる神に対して忘恩であるならば、我々は使徒の名において以下のことを固く明言する。その者たちは、この件について最後の審判の日に、畏怖すべき裁き手を面前に我々に答えることになることと知るべきである。しかし、罪人のために十字に懸けられた彼〔＝キリスト〕に、このまさに間違いなく彼自身のものである事業において奉仕することを拒むのであれば、その者たちは、いかなる良心といかなる平静さを保って、「父がすべてをその手に授けた」（ヨハネ 13:3; 参照、ヨハネ 3:35）神の独り子イエス・キリストの面前に現れることができるのか第一に考慮すべきである。というのも、その者らは神の贈り物によって生きているのであり、その恩恵により養われ、さらにはその血によって贖われるのである（参照、I ペトロ 1:18-19）。一方で、口にはするが行動しない者たちと同様に、我々が人々の肩に重く耐えられない負担を課しながら自分の指を貸して動かそうとはしない（参照、マタイ 23:3-4）と思われぬように、見よ、我々は必要〔な分〕と節度ある支出を超えて残すことができたものから、三万リブラをこの事業に譲渡し、寄進した。さらに我々は、ローマや近隣の地域の十字の印を身に付けた者たちに船を与えよう。それでもなお、ある信徒らの寄進から我々のもとに残った銀三千マルクをこのために引き渡そう。そして、残りは前述の地域の必要性と有用性のために、幸福なる記憶のエルサレム総大司教アルベルトゥスとテンプル騎士団総長と聖ヨハネ騎士団総長の手によって忠実に分配された。また、我々は教会の他の高位聖職者、さらにすべての聖職者が霊的報酬と特権に関して分割する者と共有する者を持つことを望み、〔公〕会議全体の認可により、すべての聖職者は、下位の者であれ高位の者であれ、教会収入の二十分の一を、三年間にわたり、聖地の救援のために、この使徒座の深謀遠慮のために任命された者たちの手を通じて捧げることと定める。ただし、以下の聖職者に限っては例外とする。すなわち、正式に上記の支払いから免除された者、そして同様に十字の印を身に付け、またはそれを手に取ろうとし、自ら出立しようとする者である。また、我々と我々の兄弟たる聖なるローマ教会の枢機卿は〔教会収入の〕十分の一を欠くことなく支払う。そして、すべての者が、これが忠実に遵守されるように破門の判決によって義務づけられ、その結果、この件に関して故意にごまかしを行おうとする者たちは破門の判決に陥ることを知るべきである。もちろん、天帝の正当なる裁きに従順に遵奉する者たちは特権を享受すべきであるから、出立までの時間が一年を幾分超えるため、〔すなわち〕十字の印を身に付ける者たちは、徴税や課税、その他の賦課から免除されるべきであり、十字の印が身に付けられた後、我々はその者たちの家人と財産を聖ペトロと我々の保護下に置くべきである。それらは、大司教、司教とすべての高位聖職者による神の教会の保護のもとに置かれ、さらに適切な保護者がこのために特別に任命されることで、そのため従軍者自身が死亡または帰還したことが確実に認められるまでは、無事に平穏にあり続けるように定める。また何者かがこれに反することをあえて行おうとするならば、教会罰によって制限されるべきである。しかし、出立する者たちの何者かが、誓約によって利息を支払うように義務を負わされており、そこに留められているならば、その債権者たちがそのなされた誓約を解除し、利息の徴収を止めるように、同様に厳格さによって強制されることを我々は命じる。

もし債権者たちの何者かが従軍者に利息の支払いを強いるならば、債権者が同様の懲罰によってその返還を強えられることを我々は命じる。また、ユダヤ人は世俗権力によって利息を返還するように強えられることを我々は命じる。それを返還するまでは、すべてのキリストの信者によって、破門の判決を通じて、そのいっさいの交わりから拒絶されるべきである。さらに、今ユダヤ人に負債を支払うことができない者たちに、世俗の諸侯は便宜的な猶予のために以下のように配慮すべきである。すなわち、〔従軍者が〕急ぎ出立した後、従軍者自身が死亡または帰還したことが確実に認められるまでは、利息という不利益が生じてはならない。また、ユダヤ人は、その間彼らが獲得するであろう抵当による収入を、必要な支出を差し引いた後に債務者の負債額から差し引くことを強えられるべきである。というのも、支払いを延期するのであり、負債を免除するわけではなく、この種の利益は損失を多く出さないと思われるのであるから。今後、教会の高位聖職者は、十字の印を身に付けた者たちとその家族に対して正義を示すことを怠るならば、重く罰せられることを知るべきである。さらに、海賊船や海賊たちが、聖地に向かう者たちやそこから帰還する者たちを捕縛し、掠奪することによって、聖地の救援を過度に妨害しているため、我々は彼らと彼らの主要な支援者と援助者を破門の鎖に繋げ、アナテマの脅威のもとで、誰であれ売買の何らかの契約によって、〔海賊だど〕知りながら彼らと関係を持つことを禁じ、都市や領域の支配者に、その者たちがそうした不法行為をせぬよう抑止しまた制限するよう命じる。そうでなければ、不法行為を妨げることを望まぬことは支援以外の何ものでもなく、明らかな犯罪に対処することを思いとどまる者は秘められた共謀の疑惑がないとはいえないために、そのような人物や土地に対して、教会の高位聖職者によって、教会の厳格さが行使されることを我々は望み、また命じる。さらに、キリスト自身とキリスト教の民に反して、サラセン人に武器、ガレー船のための鉄と木材を提供する愚かで不敬なキリスト教徒を、我々は破門し、アナテマのもとに置く。同様に、彼らにガレー船や船舶を売った者、またサラセン人の海賊船において操縦役を行った者、機械によってであれあるいはその他いかなる手段によってであれ聖地の損失のために彼らに何らかの助言と支援を与えた者たちがその財産の没収によって罰せられ、捕縛した者の奴隷とならんことを我々は決議する。すべての海岸沿いの町において、安息日と祝祭日に、このような決定が更新されるよう我々は命じる。さらにそのような者たちには、彼らが犯した罪と同じ裁定により罰せられるように、そのような忌々しい交易から手に入れたものすべて、および自身の財産からその同額とを先述の地への救援のために送らない限り、教会の内部は開放されるべきではない。もし万が一支払うことができなければ、その罰によって他者が同様の過ちを犯すことを阻止するような他の罰を受けるべきである。加えて、すべてのキリスト教徒に対し、東方の地に住むサラセン人の土地に向けて、四年間、自身の船舶を送っても〔自身で〕渡ってもいけないと、我々は禁止し、アナテマのもとで差し止める。そのため、これにより、聖地の救援に向かおうと欲する者たちに、多くの船舶の供給が準備され、前述のサラセン人たちには、ここから少なからず得ることをならわしとしてきた援助が減じられることとなるだろう。また、模擬戦闘試合は様々な〔公〕会議において一定の罰のもと全般的に禁止されているが、この時勢において十字の事業がそれによって大きく妨げられてしま

うため、我々は破門の罰のもとで三年間、それが行われることを固く禁じる。しかし、この事業を成し遂げるためには、諸侯とキリスト教の民が互いに平和を遵守することが、まったくもって必要なのである。聖なる普遍的〔公〕会議の助言により、少なくとも四年間にわたって全キリスト教世界において平和が一般的に遵守されることを我々は定める。そのため、教会の高位聖職者により、完全な平和または揺るぎない休戦が不可侵に遵守されるように、抗争中の者たちは正常化されるべきである。また、万が一恭順を拒む者たちは、個人に対する破門と土地に対する聖務禁止によって最も厳重に強制されるべきである。ただし、その不法行為にその者自身が平和を享受してはならないほどのひどい悪意がある事例は除かれる。万が一教会罰を軽視するならば、教会の権威によってその者のもとに十字の事業の妨害者として世俗権力が遣わされることをきわめて恐怖すべきである。それゆえ、我々は全能なる神の慈悲と聖なる使徒ペトロおよびパウロの権威を信頼し、身に余るものの、神が我々に授けた繋ぎ解く力によって（参照、マタイ 16:19; 18:18）、この仕事に自身の身と支出において援助したすべての者に、その者たちによって真に心から悔やまれ、口で告白された罪を完全に赦免し、正義の報酬として永遠の救済のいや増すことを約束する。さらに我々は、自身で当地へ向かわずとも少なくともその財力と資質に応じて当人の支出において適切な者たちを送り出した者に、そして同様に他人の支出においてであっても自身で向かった者に、その者の罪の完全な赦免を与える。同様に、当地の救援のために自らの財産から適切に供出するであろうすべての者、または前述のこと〔＝救援〕に関してふさわしい助言と支援を供与するであろうすべての者が、救援の量と献身の熱意に応じて、この赦免にともに与る者たることを我々は望み、認める。またこの務めにおいて敬虔に成功を収めるすべての者たちには、聖なる普遍的〔公〕会議は祈りとそれらの恩恵の支援を、それ〔＝支援〕がふさわしく彼らにとって救済に役立つよう、分け与える。アーメン。（関沼耕平）